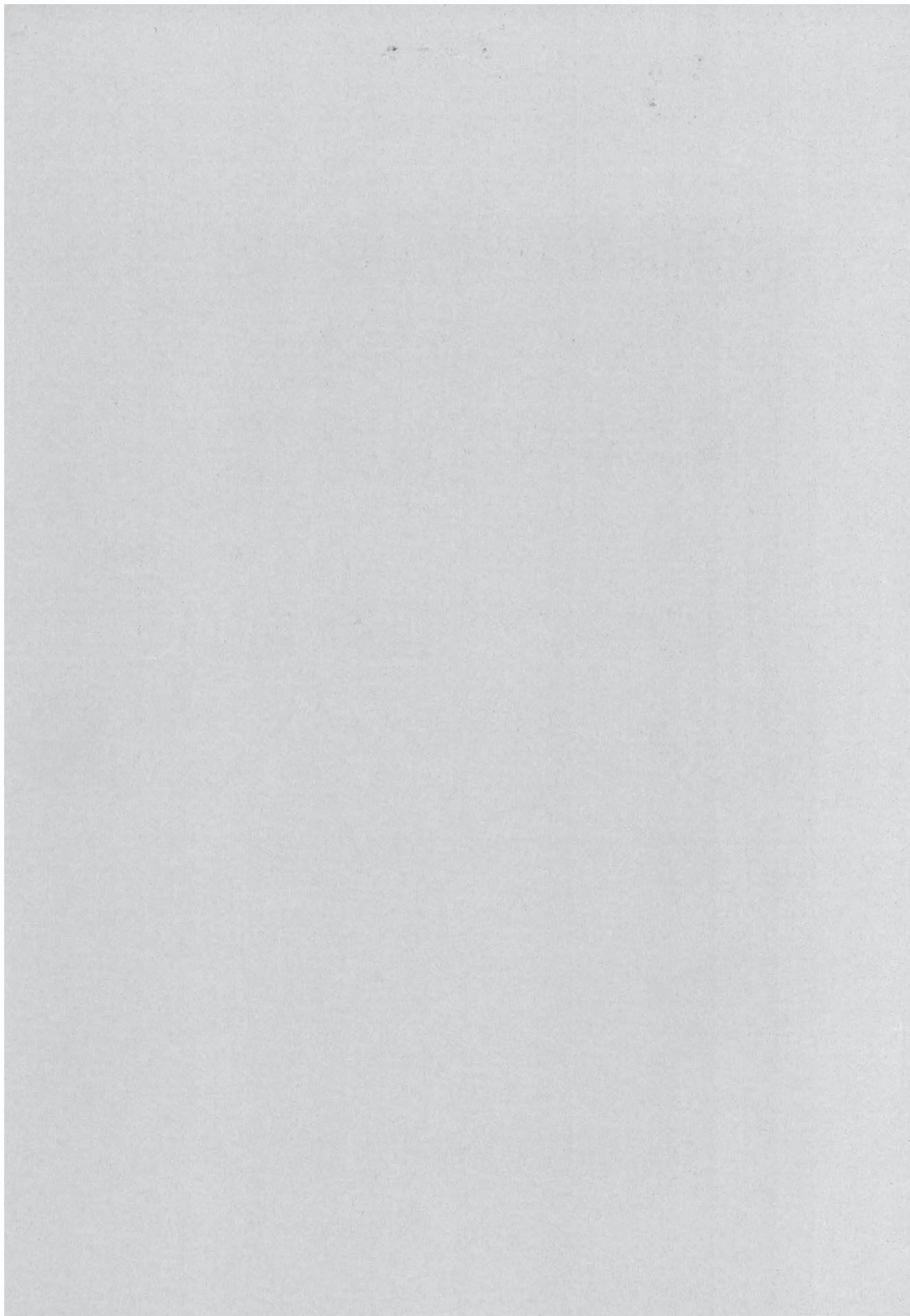


静岡市立図書館への
「タイ買春読本」
廃棄要求問題資料集

「知る権利」と「図書館の自由」
を考える

静岡市の図書館をよくする会



目次

◆はじめに 3
◆静岡市立図書館資料	
「タイ買春読本全面改訂版」購入経過と、図書館の考え方 5
◆新聞記事資料 31
◆カスパル資料	
静岡市政記者会加盟各社あて文書 37
静岡市立中央図書館長あて廃棄要望書 40
◆その他の資料	
れんげ畠N e w s 43
カスパルあて「タイ買春読本訴訟準備会」文書 44
タイ買春読本訴訟に関する意見書（黒崎英志） 46
F A S（アジアを考える静岡フォーラム）ニュース 48
◆鹿沼市立図書館関係新聞記事資料 51
◆F A S主催討論会資料	
討論会感想（中嶋啓明） 55
「知る権利と図書館の自由」擁護のために（よくする会） 57
◆「よくする会」主催シンポジウム資料	
◇シンポジウム記録 63
◇シンポジウム感想	
加藤一夫（静岡市の図書館をよくする会） 75
服部仁（静岡市の図書館をよくする会） 76
長谷川正吾（静岡市の図書館をよくする会） 77
桑原敬治（清水文学会） 78
M. N.（友の会） 80
青島常磐（浜松市立積志図書館） 82
豊田高広（静岡市立中央図書館） 85
さくまのりよし（作詞業） 86
木内弥子（静岡おはなしの会） 91
佐久間美紀子（静岡市の図書館をよくする会） 95
◆あとがき 101

はじめに

今年はじめ、静岡市立図書館所蔵の「タイ買春読本」について、『売買春を奨励し、タイ女性の人権を侵害するものだ』と、図書館からの廃棄を求める市民運動がおこりました。

私たち「静岡市の図書館をよくする会」では、市民の知る権利を守る立場から、資料の保存を求める活動をしてきました。図書館の自由の原則からいって廃棄すべきではない、というアピールを出し、また「アジアを考える静岡フォーラム」が主催した、廃棄要求の賛否を問う討論会に参加し、廃棄反対の意見を述べました。

結局、廃棄を求める市民の会がこれ以上の追求はしないと表明したこと、静岡では一応の決着はつきました。しかし、今度は鹿沼市立図書館所蔵の本について同様の告発がされており、根本から解決した訳ではありません。

私たちは今回の事件を、一冊の本を廃棄するかどうかというだけの問題ではないと考えています。ことは「市民の知る権利を守る図書館の役割とは」「市民にとって本当にい図書館とは」という点にかかわることだからです。これは私たちが進めてきた、静岡市の図書館をよくするという運動の核心ともいえるものです。

この問題は、図書館づくり運動を基本に帰ってもう一度考えるよい機会をつくってくれました。私たちはそれを逃さないために、例会で討論を繰返し、またシンポジウムを企画して、会員以外の方々からも沢山の意見をいただきました。

そして今回はこのような資料集を発行して、静岡以外の方々にもひろく議論を呼びかけます。図書館運動にかかわるかた、図書館職員、あるいは「タイ買春読本」問題に関心のあるかた、ぜひ活発な議論をお願いします。そして、図書館をよりよくし、本当に市民のものにする方法を考えていきましょう。

1996年6月 静岡市の図書館をくする会

静岡市立図書館資料

「タイ買春読本全面改訂版」

購入経過と、 図書館の考え方

図書館で現在所蔵しているのは、「タイ買春読本全面改訂版」といわれるものです。この本の前に「タイ買春読本」初版が出版されています。初版が出た時、1995年1月から3月頃に、市民団体が出版社に抗議したということが新聞等で報道されていました。

→ 資料①

図書館で購入する本は、大部分、「TRC新刊案内」によって選んでいます。その「新刊案内」に「全面改訂版」が掲載されました。そこに載っていた解説記事によって、改訂版には、出版に対する抗議の記録が収録されていることがわかりました。

静岡市立図書館では、各館（中央・追手町・藁科・南部）の担当者が集まって、選書会議を開いています。本を選ぶにあたって、購入する本を各館で分担するための話し合いをしたり、値段の高い本や問題のある本を買うかどうか検討したりするのです。その選書会議で検討した結果、購入するのが適当であるということになりました。その理由は次のよう�습니다。

①図書館は資料を収集する際、「対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する」のが原則です。これは全国の公共図書館が加入している日本図書館協会の「図書館の自由宣言」や、「静岡市立図書館資料収集および除籍基準」に規定されています。

この本については、出版に対する異議があることがわかっています。改訂版にはその抗議記録や報道された資料が載っているので、対立する意見の参考資料として収集する価値があると判断しました。

→ 資料②③

②いままでも、出版に関して異議申立があった資料については、関連資料を積極的に

収集しています。

たとえば、絵本「ちびくろさんぽ」は、「黒人に対する差別を助長させる」と市民団体から抗議を受けて、出版社が絶版を決め、大きな問題になりました。図書館はもとの絵本を所蔵していましたが、それ以外にも、この問題について議論されている本は、すべて収集するように努力してきました。

→ 資料④

③また、改訂版・増補版に抗議記録の掲載されたものも、つとめて購入するようにしています。

例 「長崎市長への7300通の手紙」 径書房

「マザコン少年の末路」 上野千鶴子 河合文化教育研究所

→ 資料⑤

④対立する見解のあるものについては、原資料・賛成意見・反対意見とともに収集するのが原則です。

「タイ買春読本初版」（原資料）は所蔵していません。しかし全面改訂版には、初版に近い記述が3/4 弱残っています。のこり1/4 強には、抗議記録として抗議団体の文書資料や交渉過程、出版社側の主張などが収録されています。従って、全面改訂版のみの購入でも、三つの部分を検証できます。

12月15日、「アジアの児童買春阻止を訴える会」=通称カスバルの静岡事務局から、この本の廃棄処分を求める要望が出されました。

選書会議で検討した結果、「廃棄はしない」「貸出も続ける」という結論が出されました。このような結論を出した理由は以下のようなものです。

①「図書館の自由宣言」・「静岡市立図書館資料収集および除籍基準」に、「個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない」とあります。

いろいろな立場の人の、自分の価値観に基づく「図書館に置くべきでない」という要求に従って廃棄をくりかえしていたら、図書館には本など置けなくなってしまいます。

→ 資料②③

②図書館がある本を収集することは、その本の主張を図書館が認めるということではありません。図書館は、ある本を評価したり、批判したりして、図書館の意見を利用者に押しつけるようなことはありません。

公共図書館ですから、中立的に本を集めていかなければならないのは勿論です。その中立性とは、なるべくいろいろな立場の意見を広く収集することにあります。そうすれば、利用者のみなさんが自分で選べるし、いろいろ読んで判断できるからで

③ある本の内容に賛成するか、反対するか、どのような読み方をするかは、利用者のみなさんの自由です。これを「読書の自由」と言い、図書館が利用者の権利として大切に守っているものです。

ある個人や団体の意見で本の廃棄をすることは、すべての利用者が、その個人や団体が想定した読み方をすると、勝手に決めつけたことになります。図書館はそのような、利用者の方々の「読書の自由」を侵害するような措置は取りません。

④日本図書館協会には、こうした問題を検討するための「図書館の自由に関する調査委員会」があります。ここでは、全国の図書館に寄せられた「知る権利」「読書の自由」に関する問題を検討しています。

この「調査委員会」でも、「抗議を受けたからと言って、廃棄したり利用制限をしたりすべきでない」という見解をまとめています。

→ 資料⑥

この結論は、12月27日に抗議団体の方々に報告しましたが、納得してはいただけませんでした。そして、図書館からの廃棄を求める意見が新聞社に投書され、新聞に掲載されました。

→ 資料⑦

この事件は、図書館づくり運動をしている市民団体や、アジアに関心のある人々の注目を集めました。そして、この問題をめぐって、討論会がひらかれたり、アピールが出されたりしました。

→ 資料⑧⑨

2月24日、廃棄を求める市民団体から、ふたたび要望書が図書館に提出されましたが、同時に、これ以上図書館に対する抗議活動はしない意向も示されました。

→ 資料⑩

静岡市立図書館では、この問題を、図書館と利用者・市民のみなさんとで話し合う、よい機会だと考えています。図書館の蔵書について、「知る権利」や「読書の自由」について、ぜひ、ご意見をお寄せください。また、今後この問題についての資料が出されたら、積極的に収集してゆくつもりですので、なにか情報があればどうぞお知らせください。

資料①

データハウス社の「タイ買春読本」

「買春獎勵」内外から反発



データハウス社の「タイ貿易統計」。初版、改訂版ともほほ売り切れといふ

出版社・回収求めて抗議
絶版・回収求めて抗議

自國の現実も直視

の珍美を西社
出版には見識問う音

タイの歌謡曲での「賣身は娘」、子細に細南路した「タイ賣身歌本」(1-2タヘ
ウスセ)、「対」、「賣身は歌」、タイ人の持つ賣身のものだ、なまじして
内外が驚く反対の声が少しあっている。出版社は別冊、「賣身の実を記した
だけで、感動するつもりはない」と実証していないが、描寫行動の聲が伝わるに
より、『全般的に改訂するつもりはない』と感動を説いていたのが、やがてのベテ
リヤで大きな吹き出しが、物語を語っている。(註解 章)

からも、回書の結論、回書を求める抗議文がデータハウス社に相次いで寄せた。

3

資料 図書館の自由に関する宣言

—1979年改訂—

日本図書館協会（1979年5月30日総会決議）

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

1 日本国憲法は主権が国民に存するとの原理にもとづいており、この国民主権の原理を維持し発展させるためには、国民ひとりひとりが思想・意見を自由に発表し交換すること、すなわち表現の自由の保障が不可欠である。

知る自由は、表現の送り手に対して保障されるべき自由と表裏一体をなすものであり、知る自由の保障があってこそ表現の自由は成立する。

知る自由は、また、思想・良心の自由をはじめとして、いっさいの基本的人権と密接にかかわり、それらの保障を実現するための基礎的な要件である。それは、憲法が示すように、国民の不斷の努力によって保持されなければならない。

2 すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である。

3 図書館は、権力の介入または社会的圧力に左右されることなく、自らの責任にもとづき、図書館間の相互協力をふくむ図書館の総力をあげて、収集した資料と整備された施設を国民の利用に供するものである。

- 4 わが国においては、図書館が国民の知る自由を保障するのではなく、国民に対する「思想善導」の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である。
- 5 すべての国民は、図書館利用に公平な権利をもっており、人種、信条、性別、年齢やそのおかれている条件等によっていかなる差別もあってはならない。
- 6 外国人にも、その権利は保障される。
- 7 ここに掲げる「図書館の自由」に関する原則は、国民の知る自由を保障するためであって、すべての図書館に基本的に妥当するものである。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する

- 1 図書館は、国民の知る自由を保障する機関として、国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない。
- 2 図書館は、自らの責任において作成した収集方針のもとづき資料の選択および収集を行う。

その際、

 - (1) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - (2) 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (3) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択をしない。
 - (4) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない。

(5) 寄贈資料の受入れにあたっても同様である。

図書館の収集した資料がどのような思想や主張をもっていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない。

3 図書館は、成文化された収集方針を公開して、広く社会からの批判と協力を得るようにつとめる。

第2 図書館は資料提供の自由を有する

1 国民の知る自由を保障するため、すべての図書館資料は、原則として国民の自由な利用に供されるべきである。

図書館は、正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない。

提供の自由は、次の場合にかぎって制限されることがある。これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきものである。

- (1) 人権またはプライバシーを侵害するもの。
- (2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したもの。
- (3) 寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料。

2 図書館は、将来にわたる利用に備えるため、資料を保存する責任を負う。図書館の保存する資料は、一時的な社会的要請、個人・組織・団体からの圧力や干渉によって廃棄されることはない。

3 図書館の集会室等は、国民の自主的な学習や創造を援助するため、身近にいつでも利用できる豊富な資料が組織されている場にあるという特徴をもっている。

図書館は、集会室等の施設を、営利を目的とする場合を除いて、個人、団体を問わず公平な利用に供する。

- 4 図書館の企画する集会や行事等が、個人・組織・団体からの圧力や干渉によってゆがめられてはならない。

第3 図書館は利用者の秘密を守る

- 1 読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし、憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。
- 2 図書館は、読書記録以外の図書館の利用事実に関しても、利用者のプライバシーを侵さない。
- 3 利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

第4 図書館はすべての検閲に反対する

- 1 検閲は、権力が国民の思想・言論の自由を抑圧する手段として常用してきたものであって、国民の知る自由を基盤とする民主主義とは相容れない。
検閲が、図書館における資料収集を事前に制約し、さらに、収集した資料の書架からの撤去、廃棄に及ぶことは、内外の苦渋にみちた歴史と経験により明らかである。
したがって、図書館はすべての検閲に反対する。
- 2 検閲と同様の結果をもたらすものとして、個人・組織・団体からの圧力や干渉がある。図書館は、これらの思想・言論の抑圧に対しても反対する。
- 3 それらの抑圧は、図書館における自己規制を生みやすい。しかし図書館は、そうした自己規制におちいることなく、国民の知る自由を守る。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

- 1 図書館の自由の状況は、一国の民主主義の進展をはかる重要な指標である。図書館の自由が侵されようとするとき、われわれ図書館にかかわるものは、その侵害を排除する行動を起こす。このためには、図書館の民主的な運営と図書館員の連帯の強化を欠すことができない。
- 2 図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である。われわれは、図書館の自由を守ることで共通の立場に立つ団体・機関・人びとと連携して、図書館の自由を守りぬく責任をもつ。
- 3 図書館の自由に対する国民の支持と協力は、国民が、図書館活動を通じて図書館の自由の尊さを体験している場合にのみ得られる。われわれは、図書館の自由を守る努力を不斷に続けるものである。
- 4 図書館の自由を守る行動において、これにかかわった図書館員が不利益をうけることがあってはならない。これを未然に防止し、万一そのような事態が生じた場合にその救済につとめることは、日本図書館協会の重要な責務である。

資料③

静岡市立図書館資料収集及び除籍基準

1 目的

静岡市立図書館は、図書館法、静岡市図書館条例に基づく公立図書館として、市民はもとより、一般公衆の知る自由、学習の自由を保障し、学習権は人類にとって基本的な権利であるとの認識に立ち、この基準を定める。

2 基本方針

- (1) 収集に当たっては、「図書館の自由に関する宣言」を基に、公正かつ自由に広い視野を持って資料の収集に努める。又、この収集方針により収集した資料が、どのような思想、主張を持つものであっても、図書館及び図書館員がそれを支持することを意味するものではない。
- (2) あらゆる思想、宗教、党派にとらわれず、それぞれ公正且つ自由な立場に立って収集を行うこととし、それらの事由により特定の著作を排除することはしない。
- (3) ある個人、団体、組織からの圧力や、干渉によって、この基準に定める収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制はしない。
- (4) 図書館員の個人的趣味や、関心事による偏った選択は、これを行ってはならない。
- (5) 常に利用者の要求を把握し、選書に正しく反映させると共に、批判も積極的に受け止め対処して行かなくてはならない。
- (6) 信頼出来る資料の収集に努め、常に利用者にとって適切かつ新鮮な蔵書構成となるよう留意しなければならない。
- (7) 利用者の要求が多い資料は、それに応じるため必要な数の複数を揃える。ただし、各館での不必要的重複を避けるため、収集段階で調整する。なお、国立国会図書館ほか、他の図書館及び類縁機関との相互協力（相互貸借等）にも留意する。
- (8) 今後の技術の進歩、社会の発展に対応出来るよう常に情報交換に努め、図書館資料として取り入れていく努力が必要である。

3 収集基準

基本方針に基づき下記の事項に留意して資料の収集を行うものとする。

各分類別の収集方針の細則については、別途協議のうえ定める。

(1) 一般図書

ア 各分野の図書を一般的なものから専門的なものまで、幅広く収集する。

イ 参考図書は、図書館サービス業務の基幹であり、重視して収集する。

ウ 多様な、対立する意見学説のあるものについては、それぞれの観点に立った資料を幅広く収集する。

エ 学習参考書は、収集しない。

オ 今後需要が見込まれる図書は優先して収集する。

カ 利用のあまり見込まれない図書についても、その資料的価値があるものは収集に努める。

キ 青少年の読書を促し、将来の図書館利用に結び付けるため、青少年向けの図書の収集にも努める。

(2) 児童図書

上記一般図書の基準に準じ、児童の発達段階に応じた資料を次のこと 注意し、収集する。

ア 定評のある絵本、ものがたりなどは、常に所蔵されているよう気を配り、補充に心掛ける。

イ 選書に当たっては、大人の価値観を押し付ける事のないよう、児童の反応、評価にも留意する。

(3) 地域資料及び地方行政資料

静岡の歴史、文化、民俗などを理解し、次代に継承すると共に、行政の仕組み、機能、動きを利用者が知り学ぶことを援助するため、下記の事項に留意して収集する。

ア 地域資料、特に静岡市に関するものは、出版情報に常に気を配り、網羅的に収集する。

静岡県に関する資料についても、できる限り収集に努める。

イ 情報公開の中、静岡市の刊行した資料類は、収集のシステムづくりを行い、網羅的に収集する。又、国の各出先機関や、県など公共機関

の発行する資料も情報を常に把握し、収集に努めなくてはならない。

(4) 外国語資料

研究者及び在日外国人利用者のため、次にあげる資料を必要に応じ収集する。

- ア 語学、日本紹介、研究のための多言語資料
- イ その他要望があり、図書館が必要性を認めるもの。

(5) 視聴覚資料

情報提供に占める視聴覚資料の役割を考慮し、収集する。

- ア 収集の範囲は、レコード、録音カセットテープ、コンパクト・ディスクなどとする。
- イ 録音資料は、クラシック、ポピュラーなどのあらゆる分野にわたって幅広く収集する。
- ウ レンタル業者などでは入手できない資料（教養系など）は優先的に収集するよう努める。

(6) 福祉資料

身体に障害のある利用者に対し、図書館の利用を保障するための資料を積極的に収集、作成する。

- ア 弱視者、老人のため、大型活字本を収集する。
- イ 視覚障害者のために点字図書の収集を行う。ただし、中途失明者がが多い現状を捉え、要望の多い録音カセットテープの積極的な収集・製作を行うこととし、一般の視聴覚資料とは切離して別置する。

(7) 寄贈資料

寄贈資料は、その内容、保存の程度、利用度、複本の有無、出版年や必要性を考慮して選択し、受け入れる。

(8) 雑誌

一般的雑誌を主にして収集するものとし、各館での不要な重複を避け、分担収集に心掛ける。コミック雑誌は原則として収集しない。

4 選択の方法

年度当初の発注・配分予算計画に基づき各館・各パートで選択し、最終的に中央図書館参考担当にて調整する。

(1) 選定は、主として「新刊案内」により行うものとする。

ただし選択の際には、「日本図書館協会選定図書」や新聞、雑誌等の書評・広告に注意を払い、評価の高い資料の収集漏れがないように心掛ける。

新聞、雑誌の書評・広告は中央図書館参考担当でコピーし、職員に回覧する。（取り上げる新聞・雑誌の種類については別途定める。）

- (2) 新刊書だけではなく、過去の収集漏れや、除籍図書の補充、再版・復刻版の収集などを通じ、各分野で評価の高い資料の収集・補充に努める。
- (3) 新聞・雑誌に取り上げられず、広告の機会も少ない地方出版社、個人出版の情報を出来る限り収集し、選択の際の資料とする。

(4) 各図書館の選択基準は、次のとおりとする。

ア 中央図書館

静岡市図書館システムの基幹館として、各地域館のバックアップのため、専門書・参考図書を重点的に収集する。雑誌についても専門的な雑誌の必要性も考慮して収集する。

地域館としての機能も合わせ持っているので、下記イの基準にも準拠し、一般図書の収集にも努めなければならない。

イ 各地域館

利用者のため、利用の多い一般的な資料を重点的に収集する。又、地域の文化の核、地域情報の発信源として、各地域の資料を積極的に収集すると共に、地域の要望の多い資料についても、各館の実情に応じ収集する。

ウ 行政資料コーナー（追手町図書館）

静岡市の発行する資料を、市情報政策課を通じ収集するほか、様々な静岡市の行政に関する資料を積極的かつ、網羅的に収集する。

5 資料選択の決定

資料の選択は、各館・各パートで選択し、関係図書館員の合議を経たのち中央図書館参考担当で調整のうえ、中央図書館長が決定する。

6 除籍基準

除籍については、次の基準による。

(1) 忘失除籍

ア 藏書点検で3年以上所在が不明なもの。

イ 貸出資料のうち、利用者が天災、又は不可抗力と認められる事情により失ったもの、及び回収が不可能で、今後とも回収の見込みがないもので、中央図書館長が除籍を認めたもの。

(2) 汚損・破損除籍

ア 汚損・破損等により修理不可能、若しくは修繕する価値のないものただし、除籍すると代替のないものは除く。

(3) 不要除籍

ア 内容等が古くなって利用されなくなったもの、新版・改訂版の発行、法律の改正、技術の発達、新事実の発見その他社会事情の変化などにより利用価値の乏しくなった資料は廃棄とする。ただし、辞典等参考図書については、原則として、廃棄はしない。

イ 各図書館用に収集した資料のうち、上記の理由などにより廃棄対象となったもので、複本のあるものについては、1部を中央図書館閉架書庫に保存し、他は廃棄する。雑誌の取扱についても同様な扱いとし保存するもの以外は、公共施設等への再利用、他市の図書館との交換などの手段により、有効な活用を図る。

付 則

この基準は平成3年1月1日より施行する。

この基準は平成7年4月1日より施行する。

資料④

静岡市立図書館収集のちびくろサンボ問題に関する資料

書名	著者名	出版社
ちびくろさんぼ	へれん・ばんなーまん	岩波書店
ちびくろサンボ	星宮一郎	ポプラ社
ちびくろさんぼとあそぼう 「ちびくろサンボ」絶版を考える	竹井史郎	学研 径書房
「ちびくろサンボ」問題を考える・シンポジウム記録 ちびくろサンボとピノキオ—差別と表現・教育の自由	杉尾敏明・棚橋美代子	日本図書館協会 青木書店
「ちびくろさんぼ」はどこへいったの？	子どもの本の明日を考える会	
ブラックサンボくん	ヘレン・バナマン	子ども文庫の会
日本人の黒人観—問題は「ちびくろサンボ」だけではない	ジョン・G・ラッセル	新評論
The story of littleblack Sanbo	Helen Bannerma	Reinhardt Book
「ちびくろサンボ」が焼かれた—長野市における「ちびくろサンボ」廃棄問題	図書館問題研究会長野支部	図書館問題研究会
焼かれた「ちびくろサンボ」—人種差別と表現・教育の自由	杉尾敏明・棚橋美代子	青木書店
さよならサンボ—「ちびくろサンボの物語」とヘレン・バナマン	エリザベス・ハイ	平凡社

「長崎市長への七三〇〇通の手紙」

初版の増刷を中止するにあたつての社告
八九年五月十五日発行「長崎市長への七三〇〇
通の手紙」を、八九年六月二十六日付初版第六刷
を最終版として、以降、絶版といたします。

去る六月二十三日、徳書房は、部落解放同盟か
ら、本書に掲載した手紙、「議論を封じる行為は
人間否定」について、「この内容は、解放同盟と
その運動に誤解を与える、被差別部落に対する差別
と偏見を助長、拡大するものだ。これ以降増刷す
るものについては、本書より削除することを要求
する」旨、口頭での抗議と申入れを受けました。
右申入れにもとづいて、私どもはさまざまに考

えた上、初版の増刷を中止することを決めました。

そして新たに、部落解放同盟の見解と、それに
対する私どもの見解を申し述べ、この間のいきさ
つを明らかにするページを付け加えた、増補版を
早急に刊行いたします。

天皇ないし戦争責任を問うことは、言論、表現、出版の自
由の拡大と分ちがたく一体の問題です。そのことを改めて確認すると同時に、天皇、
天皇制の存在、その本質と表裏をなす被差別部落
の問題に私たちの視野を広げ、差別をなくし、の
り越える道を、いつそう多数の読者の皆さんと共に
に、真摯に探る手がかりとするために、この増補
版「長崎市長への七三〇〇通の手紙」が役立つこ
とを、切に願うものです。

一九八九年六月二十六日 徳書房

この本の編集方針を再点検する

部落解放同盟の抗議と要求を受けて

部落解放同盟から、徳書房への抗議と要求
本書初版「長崎市長への七三〇〇通の手紙」は、
五月十五日に第一刷を刊行して以来、わずか一か
月余の間に、五回の増刷を重ね、三万六千部を製
作してきました。
本書の刊行が、いかに待たれ、広く迎え入れら

れたかを、この種の本としては異例ともいべき
売れ行きが如実に語っています。世代を越えた読
者層の広がりは、國民の、あの戦争への反省と、
平和への希求の切実さの反映であり、私たち自身
の今日のありように対する、深い省察への志向を
示すもので、まことに心強いことと思わざにはい
られません。

ところが去る六月二十三日、部落解放同盟から、
さ

社告に書いたような理由をあげて、本書中に掲載
した一通の手紙を削除するように求められました。
以下、この間の同盟代表者の方々との話し合い
の内容その他をご報告し、解放同盟の皆さん、読
者の皆さんと共に、問題をごいっしょに考えて
きたいと思います。
もちろん、ひたすらに、言論、表現、出版の自
由の本質を問い合わせ、部落差別を克服していくため
する試みです。各位の、何ものにも囚われぬ柔軟
かつ真摯なご対応を心から乞い願うものです。
さて、問題とされたのは、本書一一〇ページに
掲載されている野々山志郎さんの手紙です。
部落解放同盟の、この手紙についての見解は、
大略以下のようなものだと、私どもは理解しまし
た。

「この手紙は、眞実を語っていない。私たち解
放同盟が彼らを糾弾したのは、彼らが部落差別
の文書を配布したからである。この手紙の内容
はそのことを抜きにして、われわれの糾弾行動
を、長崎市長に對して右翼が街宣車をもって押
しかけた行為と同列に置いている。われわれは
そのような見解をとうてい容認することはでき
ない。」

もちろんこの手紙は本島長崎市長に宛てて書
かれた私信であるから、そこでどのよだんな見解
を述べようと閑知するところではない。しかし、
このような私信を、筆者の承諾を得て公表した
のは、徳書房編集部である。
このような文章を、あの矢田教育差別事件の
本質を知らぬ読者が読めば、「部落はこわい」

本付録は、一九九三年一月、大阪府立高槻南高校障害者問題研究部顧問・富田幸子教諭及び「高槻自閉症児親の会」の梅田和子氏、前田昌江氏、そして自閉症児の母親の大槻信子氏らからの、本文中の自閉症児に関する文章に対する質問と抗議を受けて、更にそれに伴う同年二月と六月の二度にわたる高槻での話し合いを踏まえて、著者によつて書かれたものです。

なお、この増補版より前の「マザコン少年の末路」をお買い求めいただいている方には、ご要望があれば、本付録部分を無料でお送り致しますので、90円切手を貼付した返信用封筒にあて名をご明記の上、左記までお送り下さい。

(河合ブックレット編集部)

◇ 〒464 名古屋市千種区今池二十一一〇

河合文化教育研究所内

河合ブックレット「マザコン少年の末路」付録係

*話し合いの全体をお知りになりたい方は、「河合おんばろす」増刊号「マザコン少年の末路」の記述をめぐって」(河合文化教育研究所発行、河合出版発売・定価1000円)をご参照下さい。



ヘアヌード掲載週刊誌を公共施設
に置かないようにとの陳情が自治
体の長や議会に相次いでいる

JLA 図書館の自由に関する
調査委員会関東地区小委員会

図協が3月までに把握しただけでも10を超える自治体に標記の趣旨の陳情が寄せられている。「公共施設」には病院なども含まれるが陳情がポイントとしているのは図書館である。提起された陳情を深く検討した形跡もなく会期末に採択した議会もあるらしい。陳情に応じて利用制限をした図書館があるとはさすがに聞かないが、悩んでいる図書館員がいるかもしれない。その図書館が児童室を持つかどうかなど個別の状況により反応も異なるであろうが、これまでの図書館界の蓄積からは次のように言えるのではないか。

(1) 社会的に議論の対象になっている問題についてはそれに関する資料(原資料も賛成意見も反対意見も)を積極的に提供することによって住民の知る自由に応えるのが図書館の社会的役割である、との基本姿勢を堅持する限りこの場合利用制限は問題を隠蔽するものであり採用できない。

(2) 図書館にある資料は図書館公認の資料だと考えられてしまうことがしばしばある。しかし、図書館は、住民の知る自由を保障する立場で、資料全体の価値やニーズなど多面的な考慮に基づいて資料を収集している。収集する個々の資料の内容について図書館が支持したり反対したりすることはない。

(3) 陳情の立論は、ヘアヌードが刑法第175条および青少年保護条例に反するということを根拠とするが、いずれも法律的にも社会的にもさまざまな考え方のある分野に関する一方的な主張であり図書館がこれを採用すれば大きな問題となる(図書館の自由に関する宣言第2(1))。

(4) 陳情を行うのは自由であるし議論はさまざまな場で広く展開されるべきだが、行政ルートで陳情採択の通知を受けても、生涯教育を保障する教育機関である図書館としては、陳情の趣旨と議会等における議論の内容をよく承知した上で、図書館の立場を堅持すべきであることに変わりはない。

(5) 利用制限の陳情の背景に、ある出版社と団体との関係があるといわれているが、この種のその時々の個別的事情をめぐって資料に対する図書館の判断が左右されることはない。

しづおか 静岡・中部 しづおか

中央図書館に「タイ買春読本」

売買春を禁じるとして1年前に全国的に批判を受けた「タイ買春読本」(データカウス社刊)を静岡市立中央図書館が蔵書しているのに異議をめぐらし、同図書館はアジアの児童買春阻止を訴える市民団体「カスペル」静岡事務所(小池豊子代表)の間で論争になってしまった。「買春をあらわす内容の本を公立の図書館に置くべきではない」と同書の廃棄を求める回合法人に対し、図書館側は「資料的価値はある」と蔵書を続ける方針だが、図書館が書物の価値をどう判断するかという問題が示されてしまう。成り行きが注目される。

同書はタイの売春事情を場所や性格を明示して紹介。「男たちの夢を機械化する性の遊園地」「愛の分配は安全・敏速・確実」「熱いタバコ屋根の下で出来うる愛らしさを私たち」など、買春をあらわす見出しが並ぶ。回合法人の

「行為を助長する」

「資料的価値ある」

絶版を求める抗議を行った。昨年一月抗議文を掲載した改訂版が出版された。

同図書館は、「抗議文も掲載され資料的価値がある」として改訂版を購入した。しかし、回合法人へが改訂版を購入した。しかし、回合法人のXへが同書の蔵書に気付き、昨年11月に図書館に抗議した。図書館側は「簡単に人に目に触れる棚架に置くのは不適切」と判断したが、話題性を考慮し、利用者の依頼で取り出す開架書庫に置いて貸し出した結果であるといつた。

回合法人の小池代表は、「改訂版は話題性ゆえ、さりげなくしてしまつた。眞づかぬために売春していける女性を子供や動物にする買春行為を助長する本を『紙金で販賣する公立図書館に置くべきではない』と譴責を強く求めている。同図書館は「書籍の価値判断は難しく、本の利用の仕方も譲り受けなければならないと考えた」。廃棄処分はしない考えだ。

**市民団体が抗議
書をめぐり**

平成8年(1996年)1月12日 (金曜日)

の完全廃棄を求めている。

この本は昨年、売買春を奨励する内容として、来日したタイ国会議員から絶版を求められたが批判を浴びた。同市の支部組織力

スバル静岡(小池喜子代表)

が昨年十二月半ばから、同

図書館と交渉を重ねた。その結果、図書館は入館者の目に触れる開架書庫からこの本を外して閉架書庫に移す対応をした。

小池代表は「こうした書籍を税金で購入したり、青少年の目に触れる公共の場に置くべきではない」と訴えている。

「タイ売春読本」 完全廃棄求める

訴える全国組織カスバル
静岡市立中央図書館にア
ジアの児童売春阻止組織
アジアの児童売春阻止を
訴える全国組織カスバル
(近藤美津枝代表、本部大
阪府)が、静岡市大岩本町
の市立中央図書館に所蔵さ
れている「タイ売春読本」

同図書館は「批判も掲載
している本であり、資料的
価値はあるので購入した。
こうした本も広い意味の情
報があり、中立的な立場で
幅広く入れるのが趣旨。良
く利用するのも悪く利用す
るのも読者が決めること」
と話している。

タイでは売買春に関連し
て、親が子供を売るほどの
貧困や教育的な問題を抱え
ている上、エイズ感染の少
女も増えて深刻な社会問題
になっているといつ。

「タイ買春読本」收藏

「資料価値あり」と静岡市立中央図書館

擁護

「廃棄は、知る権利奪う」

「売買春を奨励する内容」にして、一九九三年に市民団体の抗議を受けて改訂版が出た「タイ
賣春既本」(データハウ
ス社刊)が、静岡市立中
央図書館に収蔵されるい
る」とが分かり、市民の
間からは「税金で購入し、
青少年が利用する図書館
に譲るべきではない」と
同書の廃棄を求める声と
ともに、「気に入らない
本を追放するのは知る権
利を奪う」とする擁護論
も噴き出し、問題の是非
を問つ討論会が十七日、
市内東草深のアイセル21
で開かれることになつ

反
對

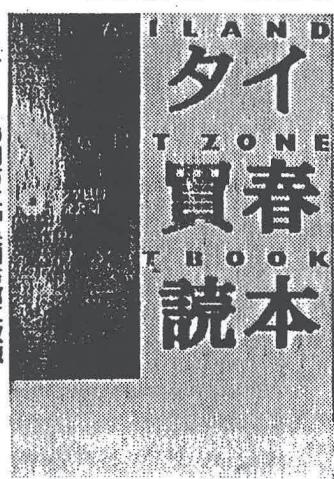
「行為ある本置くな」

問題の本は、ダイ国内の
売買春の事情を、ゴーゴー
バーなどの場所や格差を
明示し、写真を交えて紹介
している。市民団体「アジ
アの児童買春阻止訴え
会(カスバル)」(本部・
大阪)や女性団
体が一昨年、本
の絶版を求めて
東京のデータハ
ウス社に抗議。

同社は、その抗議文を掲載
した改訂版を出版した。
改訂版にも「愛の宅配便
は安全・敏感・確実」ア
ジアの男たちの御用達・川
風そよぐ天使たちの館」な
ど、買春をあおる刺激的な
見出しが躍るが、中大圓書
利ユーザーから依頼があれば貸

館は「批判も掲載され、賣
し出す方式に切り替えたと
いう。
料的な価値があると判断
した」として購入、一般
書物コーナーに陳列して
きた。
同事務所の小池百合子代表
は「タイには、自ら職業女
性を選ばず、貧困のために売春
している女性や子供たちが多
い。こうした人たちを尊重す
る」と述べた。

是非問し1日



静岡市立中央図書館に収蔵
されている「タイ賈春読本」

「これに対し、静岡市在住の作詞家で、市民運動に携わる佐久間章礼さん(四十七)は、「図書館の書架から自分すべきた」と訴える。

17日に討論会

せば、同フォーラム（054・23884）

の気に入らない本を追放し、した贊否の声は、外する動きは以前も行われ、一人労働者の人権を考える市団体「アシアを考みる」がパネリストとして参加する。時間は午後六時三十
くな

し出す方式に切り替えたといふ。

事務所の小池智子代表は「タイには、自ら職業を選ぶべきで、貧困のために児童はあくまで個々の市民の評価する」とが原則である。本の判断をするのは、小池、佐久間さんのほうだ」と、廃棄処分の要請に賛成する。時間が午後六時三十

静岡フォーラム」のメンバーには、いろいろ立場の本を幅広く収集したが自由は読み、清・同市職らが音頭をとった。市団体「アシアを考みる」は、「タイには、自ら職業を選べば、貧困のために児童はあくまで個々の市民の評価する」とが原則である。本の判断をするのは、小池、佐久間さんのほうだ」と、廃棄処分の要請に賛成する。時間が午後六時三十

図書館に買春読本は…



議論する小池さん（右から2人目）ら=17日午後7時ごろ

「売買春をあおる」と批判のある「タイ買春読本」

(データハウス社刊)を静岡市立中央図書館が蔵書している是非について、図書

館や外国人問題に関心のある市民の間で議論を呼んで

いる。このため、外国人労働者問題を取り組む市民団

体「アジアを考える静岡フ

オーラム」が、このほど静岡市内で公開討論会を行つた。

昨年11月、児童買春阻止を訴えている市民団体

「カスバル」静岡事務所(小池喜子代表)が「税金で賄う公立図書館に買春本を置

くべきでない」と同図書館に抗議し、本の廃棄を求めたのが論争の発端だ。この

抗議に対し、同市内の作詞家佐久間章孔さんが「本の廃棄は検閲に等しい」と反論を寄せた。

討論会では冒頭、小池代

表がこれまでの経緯と、貧困のために売春を余儀なくされているタイなどアジアの女性の立場を説明し、改めて公立図書館からの同書

があるはず。だが判断するのか」などそれぞれの立

市民団体が公開討論会

静岡市

所蔵の可否めぐり論議

の廃棄は検閲に等しい」と述べた。

討論会では冒頭、小池代

表がこれまでの経緯と、貧

困のために売春を余儀なく

されているタイなどアジアの女性の立場を説明し、改

めて公立図書館からの同書

の追放を訴えた。次いで、

佐久間さんが「本の価値判

断をするのは個人。図書館

があるはず。だが判断す

るのも現実。この本を見ても買春に行く人がいな

いならない限り問題は解決

しない」と困惑気味の意見

も出された。

タイに買春に行く人がいな

いならない限り問題は解決

しない」と困惑気味の意見

も出された。

するのも現実。この本を見ても

買春に行く人がいな

いならない限り問題は解決しない」と困惑気味の意見も出された。

の立場を説明し、改めて公立図書館からの同書

の追放を訴えた。次いで、

佐久間さんが「本の価値判

断をするのは個人。図書館

ができるだけ多くの本を貢

料として備えるべき。本の

廃棄は言論の自由を奪うも

の」と反論した。

会場からは「社会には広くコンセンサスを得ている

良識があるはず。このよう

な本が『言論の自由』を持ち出すほど高級なものか

「前例や例外を作ってしまふとそれが広がる恐れがある。『こんな本』と片付けられるのか」「限られた予算で本を購入するには基準

「買春読本」収蔵の是非は?

静岡市中央図書館

96.2.25

売買春あおる内容だ 廃棄行為は検閲に:

「売買春あおる内容だ」として市民団体から抗議され、改訂版が出た「タイ買春読本」(データハウス刊)を静岡市中央図書館が収蔵している問題で、市民の間で論争が沸いている。「税金で購入した本ではない」と同書の廃棄を求める声がある一方で、「気に入らない本を廃棄する行為は、検閲にならぬがる」として収藏を是認する声もある。同書の収蔵の是非をめぐり、このほど市内に開かれた公開討論会を報告する。(静岡局・佐藤直子)

市民 公開討論で白熱論議

◇『タイ買春読本』



静岡市中央図書館に収蔵されている「タイ買春読本」改訂版

ルボで紹介しており、場所や価格、性風俗にかかる女性の写真を掲載している。2年前、アジアの児童買春阻止訴訟で訴える市民団体「カスバル」(本部・大阪)などから抗議を受け、書末に抗議文を掲載した改訂版を出版。同図書館はこれを「資料的価値がある」として購入した。

◇論争の発端

昨年十二月、カスバル静岡メンバーの作詞家・佐

同務所(小池豊子代表)が同図書館に改訂版が陳列されているのに気づき、廃棄を要求。しかし、図書館は同書を人目につかない書庫に置き、利用者の要望に合わせて貸し出す措置にとどめた。

◇賛否の声



今月17日、静岡市内で開かれた公開討論会

討論会は外国人の労働や人権問題を扱う市民団体「アジアを考える静岡フォーラム(FAS)」が企画。この中でパネリストの小池代表は「売買春をおあそぶ」立場で、市民が幅広く情報収集できても、いろんな立場の本を資料として公開すべきだ。図書の価値判断がそれのある本は、陳列しないのではないか」として同書の廃棄を訴えた。これに対し、市民は個人にゆだねられ、図書は個人に保全していくべきだと主張する。一方で、図書館から賣春本を追放しても解決されないのではないか」として反論した。

◇図書館の在り方

久間章九さんは「図書館は『知る権利』を保障する」と反論した。

「人権侵害や差別につながる本を図書館に置くべきでない」として同書の廃棄を訴えた。これに対し、市民は個人にゆだねられ、図書は個人に保全していくべきだと主張する。

「もういい」「社会には広く理解された良識がある。買春本を置かないからといって、言論の自由は奪われない」「買春本の記録として研究には必要だ」とさまざまな意見が出た。

声明文

カスバルという市民団体が、静岡市中央図書館に対して、「タイ買春読本」という本を所蔵していることの抗議をしたと、1月12日付け毎日新聞等で報じられました。この市民団体は、この本が、タイに対する買春をあおっているという理由で廃棄を要求したのに対して、図書館はこれを閉架書庫に引き上げることとなつたようです。

図書館の充実を望む静岡市の図書館をよくする会として、この問題は図書館の存在理由にふれた問題として見過ごすわけにはいかず、ここに見解を発表します。

まず最初に明らかにしなければならないことは、この「タイ買春読本」があつかっている、発展途上国に対する買春そのものは、市民道徳からして絶対許されないことです。しかしそれとその本を図書館が所蔵していることは別なことだと考えます。

たとえばヒトラーが行ったユダヤ人の虐殺は、許されざるものです。それは許されないからといってこの資料を収集しなくともいいかというと、図書館の使命としてこれを集めなければなりません。しかも現在ではさすがにこれを擁護する意見はほとんどありませんが、当時のこれを正当化しあおる主張も含めて資料を収集するべきです。その価値を最終的に判断するのは、私たち市民であり、図書館の資料はその手助けとなるべきものです。

したがってわたしたちはこの「タイ買春読本」が、どんなに恥じるべき内容だとしても、これは紛れもなく現代の一断面であり、資料としての価値があるものであり、その廃棄を要求することは、私たちの知る権利と図書館の自由を侵すものと考えます。

日本図書館協会は、1979年5月に、「図書館の自由に関する宣言」を決議しています。その中で「すべての国民は、いつでもその必要とする資料を入手し利用する権利を有する。この権利を社会的に保障することは、すなわち知る自由を保障することである。図書館は、まさにこのことに責任を負う機関である」と定義しています。そして確認し、実践する課題として、(1)資料収集の自由、(2)資料提供の自由、(3)利用者の秘密を守る、(4)すべての検閲に反対ということをあげています。

(1)の資料収集の自由の中では、「多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する」とし、「個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾をおそれて自己規制したりはしない」としています。

また(2)の資料提供の自由の中では、「国民の知る自由を保障するため、すべ

ての図書館資料は原則として国民の自由な利用に供されるべきものである」とし、「正当な理由がないかぎり、ある種の資料を特別扱いしたり、資料の内容に手を加えたり、書架から撤去したり、廃棄したりはしない」と定めています。その例外として、「(1)人権またはプライバシーの侵害、(2)わいせつ文書であると判決が確定したもの、(3)寄贈または寄託資料のうち、寄贈者または寄託者が公開を否とする非公刊資料」をあげてますが、「これらの制限は、極力限定して適用し、時期を経て再検討されるべきもの」とあくまで原則自由を重視しています。

この図書館がよって立つべき「自由の宣言」に照らしても、今回の静岡市立中央図書館の当該本を廃棄しなかった措置は、もっともなことです。しかも当該本は、市民団体の反論をページ数の3分の1を割いて載せているものです。これをよく読めばどちらの主張が正しいかは自ずと判断できるものです。今回のカスバルのみなさんは、不正義を憎むあまりの行動とは思いますが、図書館の役割を認識していただき、是非今回の要求について再考されるよう願うばかりです。今後も図書館はこの「図書館の自由」を守るために努力していくべきですし、私たちも微力ながら、広範な市民や図書館職員と連帯し、「図書館の自由」を守っていくことを表明したいと考えます。

1996年2月
静岡市の図書館をよくする会

96
3/27
静岡

論争は打ち切り

「タイ買春読本」

カスバル
静岡

あらためて廃棄要望

アジアの児童買春阻止を訴え、カスバル静岡(小池喜子代表)はこのほど、静岡市大岩本町の市立中央図書館に所蔵されている「タイ買春読本」の廃棄処分を求めた要望書を趣旨に賛同する五団体とともに同図書館にあらためて提出した。

同本は発売以来、同国政府や市民団体から売買春のある内容として抗議を受け、批判を載せた改訂版も

論争的目的になるなど全国的に上層階が続いている。同会は同図書館に抗議する一方、知る権利や言論の自由の保障を主張する市民団体「静岡市の図書館をよしにする会」などと討論会も行なってきた。

しかし、討論会では、図書館の自由に関する宣言(一九七六年)に沿って、「どんなに恥じるべき内容でも現代の断面として資料としての価値があり、廃棄の要求は知る権利と図書館の貧困や教育的な課題も抱えていることを知つてしまふ」と被書記録をまとめた文献を発刊したい意向だ。

「自由を優先」という反論を受けた。カスバルは「タイの子供を買春から守るのが本意だが、論争は本来の趣旨から外れたところに行きかねない」として、「これ以上の大騒ぎは避けたい」とした。同図書館は同本の資料的価値を認め、閉架書庫に所蔵して対応している。

カスバルは、タイには生活に追われ職業も選べず売春に従事する女性や子供が多く、親が子供を売るほど

新聞記事資料

96.1.19毎日新聞

記者 日記

「投げ込み」に注意 出先の記者からその日の
出稿予定が、夕方四時ごろ支局に入ります。私が
デスク席に座った今月十一日、静岡市政担当記者
が「市図書館がタイの賈春をあおる本を購入、市
民団体が抗議した」と連絡してきました。十二日
の紙面で大きく扱いましたが、ほかは一紙が小さ
く載せただけでした。

市役所の記者クラブに、市民
団体から資料の提供があったそ
うです。この日のニュースとし
て間違いない必要な原稿だと思いますが、こうした
資料の「投げ込み」はたくさんあります。記者ク
ラブの特権性がしばしば批判されますが、訴えた
い情報を持つ個人や団体にとって、資料提供は有
効な武器にもなり得ます。もちろん記者に、問題
意識のあることが前提ですが。
(平林 壮郎)

96.1.28毎日新聞

記者 日記

「買春本蔵書論争」どう思いますか 静岡市立
中央図書館が、賈春を奨励するとして批判された
「タイ買春読本」を蔵書していることに市民団体
が抗議したことの是非を、友人に聞いてみた。「金
を出して買うのならともかく、図書館に置くのは
どうか」VS「どんな本であれ、廃棄という検閲に
つながる発想は危険だ」に二分
された。

「読本」は、地図入りで「で
きる」お店を紹介し、遊び方を
指南している。読んでみて私は、貧しさから世界
に身を沈めることになった女の子相手に、少なく
とも今の社会通念上「悪」とされる賈春を勧める
本は、やはり「なくもがな」と思った。図書館側
は「資料性」を主張していますが、読者の皆さん
はいかがお考えでしょうか。
(鈴木 直)

96.2.24 静岡

「タイの売春読本廃棄
は知る権利と自由侵害

よくする会が声明

児童買春阻止を訴える
「カス・バル」静岡事務所（小

池喜子代表）が静岡市大

岩の市立中央図書館に所蔵

されている「タイの売春読本」

の完全廃棄を求めている問

題で、市民グループ「静岡

市の図書館をよぐする会」

（加藤一夫代表）は二十三

日までに、「（本の廃棄を

求めることは）知る権利と

図書館の自由を侵す」とい

なるなどの考えを示した

声明文を、カス・バルに渡し
た。

同会は「買春行為は絶対

に許されないと姿勢は同じだが、本の廃棄は必要とする資料をいつでも利用することができるという図書館の役割を損なうことにつながる」と話している。一方、小池代表は「この本は現実をわい曲し、子供の権力を侵している。せめて公立の図書館では置くべきだ。

要請書で「タイの買春の八〇%が日本人。（同書で）これ以上、被害者が増える恐れがある」と訴えた。小池代表は「戦いを挑む気はないが、アジアの女性の犠牲の大きさを考え、もう一度、廃棄を検討してほしい」と話し、これ以上の

「タイ買春読本」 改めて廃棄要請

市民団体カス・バル

静岡市立中央図書館に

「タイ買春読本」（データハウス社刊）を蔵書している問題で、同本の廃棄を訴えている「カス・バル（アジアの児童買春阻止を訴える会）」静岡事務所（小池喜子代表）は二十四日、中西敏夫同図書館長に改めて廃棄を求める要請書を渡した。

抗議はしない考え方を伝えた。
中西館長は、同書の資料性から「廃棄はせず、現状のまま、閲架に置いて貸し出しをする」としたうえで、「カス・バル側が一連の議論をまとめた冊子を発行すれば資料として所蔵したい」との考え方を明らかにした。

サンケイ 96.3.1

歓楽街での体験をルポ

タイの歓楽街での買春体験をルポした同書の初版一萬五千部が発売されたのは一昨年九月。執筆したのは編集プロダクション「早稲田編集企画室」所属の記者やカメラマンらで作る「アジア性風俗研究会」（後に「アジア風俗研究会」と改称）。

同書のなかで、「ゴーゴーバー現場報告」「マッサージパララー現場報告」などタイ各地の歓楽街の店や料金などが執筆者の実体験と合わせて詳しく紹介されている。

こうした内容から、発売後まもなく、日本国内の市民グループや人権擁護団体が「買春を奨励している」と抗議、同書の絶版と回収

中堅出版社のデータハウス社（本社・東京都新宿区）は二十九日までに、『買春』を奨励する内容だとして市民団体などが強い抗議を受けていた「タイ買春読本」の全面改訂版を絶版することを決めた。同書をめぐっては、タイ政府からも抗議が

あつたほか、昨年九月の北京での国連世界女性会議でも取り上げられた。これまで同社は、度重なる抗議をしり目に、改訂版の発行を繰り返していたが、今回の決定で完全に姿を消すことになりそうだ。

「タイ買春読本」絶版

を同社に強く求めた。

またタイ国内でも反発が高まり、在日タイ大使館が

昨年一月、「この本はタイ

政府及び国民を侮辱するも

のだ」との抗議文書を同社

に送付した。

しかし同社では、昨年一

月に初版と内容がほとんど

変わらない「改訂版」を、

さらに同七月には、「こうし

た抗議内容を盛り込んだ

「全面改訂版」を発行して

いた。

このため、抗議活動を続

けていた「タイ女性の友」

（本部・東京都渋谷区）の

メンバーは今年一月、同社

に対して①全面改訂版の絶

版と回収②同書に不快感を

示していたタイ大使館への

謝罪③抗議内容などの無断

掲載に対する謝罪などを

求める通告書を送り、場合

によつては法的手段も辞さ

ないとの意向を伝えてい

た。

これを受けて二月初旬、

同社から、抗議内容の掲載

は問題ないとしながらも、

同書を「月一日以降、増刷

・再改訂せず絶版するとの

回答が「タイ女性の友」側

に送付されてきた。また、

タイ大使館とは直接話し合

うという。

「タイ女性の友」では、

この回答について「同書を

出版したことに対する責

任は今後も追及していく

い」としている。

一方、同社では、「担当

者がないので詳しい理由

や経緯は分からぬが、絶

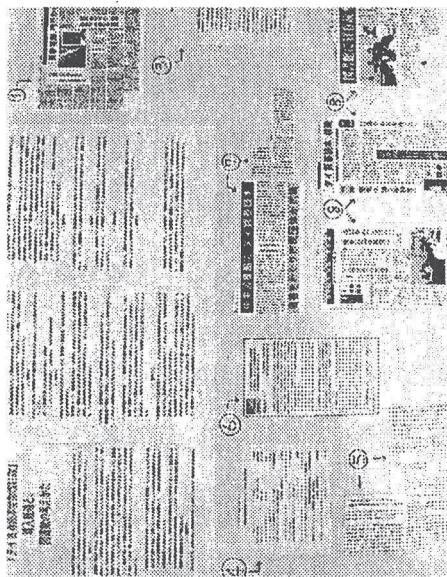
図書館が考ふる方掲示



毎日

96.3.6

買収本論争の経過を説明し利用者に意見を求める図書館の掲示



市問題本読書

市民の意見求める

購入理由や経過を説明

買収をおおむじて批判のある「タイ買収読本」(デリタハウス社刊)を静岡市立中央図書館が購入した是非をめぐる論争で、同図書館は見解を示す文書を五日までに図書館入り口に掲示して利用者らに意見を求めている。市民団体「アシアル側との論争が一区切りつ

いたの見直しを訴える会(カスペル)」静岡事務所(小池百合子代表)が同書の蔵書に抗議した経緯が報道された直後に、利用者から「どうこう基準で本を購入しているのか」との投書が寄せられており、「カスペル側との論争が一区切りつ

いたの後に、関心のある市民に経過を説明した(望月真利副館長)と表示の狙いを話している。

図書館側の見解は、「『タイ買収読本全面改訂版』購入経過と図書館の考え方として張り出された。一九五五年一月より、同書の初版本をめぐる市民団体の抗議運動から、先月二十四日にカスペル側が同書の廃棄を求める趣後の要束を出したところまで、新聞記事を添えて紹介。

「対立する賛成の意見については、それわれの意見に立つ資料を幅広く収集する」この考え方を示す同書の購入理由を「抗議の記録も載っているので参考資料として価値がある」と説明している。これまでにも黒人への差別を助長するなど絶対にななつた「ちひくさんぽ」などをも褒め、「買収本」の購入を同じ考え方でひしひしこうする。

さらに、「静岡市立図書館の資料収集および蔵書基

に意見を求めている。同書館は同書を昨年九月に購入し、開架に置いており、開架庫に移した。回会はあくまで廃棄処分を要求しているが、「論争そのものが目的ではない」との考え方から、同会は「これ以上の抗議はしない」と図書館側に伝えて

立図書館でも蔵書していることが分かったが、「閉架に移すよう求めることに同意する予定」(同会柄木事務所)こう。



本の廃棄をめぐる問題を通して公立図書館の役割について討論した参加者たち=静岡市田町の市職員会館

売買春をあおる内容として「タイ買春説本」(データハウス社刊)を公立図書館に所蔵することに賛否の論議が出ている中で、「市民の知る権利」を守る立場から廃棄に反対する「静岡市の図書館をよくする会」(加藤一夫代表)が十五日夜、同市内で討論会を開き、同書をめぐる問題を通して公立図書館の役割について話し合った。

討論会は、金両基真立大教授、山本宣親富士市立中央図書館長補佐にアドバイスを受ける形で、同会のメンバーのほか市内外の図書館職員、大学生ら約三十人が参加した。

発端は、同書を所蔵している市立中央図書館が昨年末、市民団体から廃棄を訴えられた一件。同図書館は、批判を考慮し開架書棚から閉架書庫に移して利用者の要望で貸し出す対応に切り替えた。

これについて、参加した女性は「閉架は、本の価値を図書館が判断したことになる。本の価値判断はあくまで個人にあると思う」と一般の本と同様の扱いを求めた。また、学生の一人は「(閉架措置など)図書館側が(悪質などの)予防の一

静岡の市民
グループ

規制の賛否を討論

公立図書館の役割探る

役割を担つてもいいのでは」と、図書館がある程度の価値判断をするなどを肯定した。

図書館の職員は、「本は資料的な価値を決める明確な基準はないため、性や自殺プライバシーに関する本は購入していくなど暗黙のうちに規制してしまう傾向がある」と実情を話す。「今回の議論を通して図書館の在り方や役割について行政と市民の双方で考えていく」とまとめた。

1996年(平成8年)5月15日

「タイ買春読本絶版を」

市民グループ
メンバー19人 出版社などを提訴

タイでの買春体験を詳細に記した「タイ買春読本」(データハウス社)の内容をめぐって出版社などに抗議していた市民グループの

出版社と著者四人を相手取り、同書の絶版、回収と、約一千百万円の損害賠償を求める訴えを東京地裁に起

て、ほぼ同じ内容の全面改訂版を九五年七月に出版。その中で抗議行動や交渉のやりとりを歪曲(わいきよ)

訴えによると、原告らが、一九九四年九月に初版が出版された「タイ買春読本」の内容に抗議したのを

無断転載した、としている。

原告のひとりで、「買春(かいしゅん)」獎勵本を許さない会の共同代表、伏井真紀さんは「このような本の内容は性暴力であり、人権侵害であることを受け止めてほしい」というのが裁判の目的だ」と話した。原告にはタイ人女性が一人いるほか、男性七人も加わっている。

データハウス社は「社長が不在で、コメントできない」としている。

受けて、被告側は、同書の全面的な改訂を約束した。しかし、この合意に反して、ほぼ同じ内容の全面改訂版を九五年七月に出版。

原告のひとりで、「買春(かいしゅん)」獎勵本を許さない会の共同代表、伏井真紀さんは「このような本の内容は性暴力であり、人権侵害であることを受け止めてほしい」というのが裁判の目的だ」と話した。原告にはタイ人女性が一人いるほか、男性七人も加わっている。

データハウス社は「社長が不在で、コメントできない」としている。

カスパル資料

静岡市政記者会 加盟各社御中

私たちは、アジアの児童買春をなくすために活動しているグループ「カスバル」です。

昨年末、静岡市の中央図書館に、買売春奨励のガイドブックになりかねない一と議論を呼んだ本「タイ買春読本」が置いてあることに気づきました。この本については、新聞などでも取り上げられましたので、内容、問題点など知られていると思います。

私たちは、こうした書籍を市民の税金で購入するべきではない、さらに公共の場で、広く青少年の目にも触れる場所に置くべきではない、と考えて図書館に善処を求めました。

図書館は、開かれた開架書庫からは外す対応をしてくれましたが、本の廃棄処分はできず、閉架書庫に置いて希望者には貸出を続けるとのことで、完全廃棄を求める私たちの要望は容れていただけませんでした。

また今後、こうした書籍の購入に慎重であって欲しいとの希望についても十分な返答をいたませんでした。

こうした書籍の存在についてはさまざまな意見があることは承知していますが、市民の税金での購入、公開については納得のいかない気持ちです。記者の皆さん、市民の皆さんに判断していただきたいと考えて、資料を準備しました。以下、一部は手書きですが、資料を読んでいただきたいと思います。

問い合わせは（237）0616カスバル（アジアの児童買春阻止を訴える会）静岡事務局・小池喜子まで。

11/14 中央図書館に「タイ買春読本」が置いてあることに気付く。

11/12 カスパル 静岡のメンバーと 中央図書館の「タイ買春読本」について話し合い、図書館側になぜ問題となつている本を置くのか、など話し合いに行くことを決める。

12/15 中央図書館に「タイ買春読本」が置いてあることについて 話し合いに行く

カスパル 本の内容は 買春を煽るものであり
児童買春の悲劇をも 助長してしまう。
青少年の育成にも 害になる。
タイには 職業を選べない、貧困の中にある女性達、子供達が多い。
日本国内でも タイでも この本に
対して 怒りの声があがっている。
図書館に 置くべき本ではない。

図書館 新しい本は 新刊情報により
内容のチェックはできないで入れている。
この本については 次回の選書会議
で 話し合ってから 対応を解答する。

12/27 中央図書館より連絡があり 話し合いに行く。

図書館 この本は 改定版で、いろいろな団体
からの 抗議文も載せている。
資料的価値はあるので 開架書
庫に置き リクエストがあれば 借り出す。
図書館は 中立の立場で、本を
良く利用するか 悪く利用するかは
読者が 決める。

カスパル 売春宿のガイドブックであり
女性達の写真まで載せているこのよう

な本を、たとえ開架書庫であっても
図書館に置くべきではない。
図書館の本は税金を使って
市民の為に購入するものであり、このような
ジャンルの本に關しては内容のチェックを
してもらいたい。

カスパル 静岡 TEL FAX 054-237-0616
小池 喜子

本部 〒563 大阪府池田郵便局私書箱7号
TEL FAX 0727-53-6457
TEL 0727-52-0857
代表 近藤 美津枝

カスパル (CAmpaign to Stop the Prostitution of Asian
CASPAN children and to protect their Rights)
アシアの児童買春阻止を訴える会

静岡市立中央図書館長
中西敏夫様

私たちは下記の団体とともに「タイ買春読本」の廃棄処分を求めます。

2月17日、アイセル21にて「タイ買春読本」の蔵書の是非を問う、公開討論会が行われました。そこで、この本に出ている心身ともにボロボロになった女性が、この1冊の本が図書館にあることで、これ以上どんな被害を受けるでしょうか、という問い合わせに対し、日本人が加害者となり、同じ過ちを繰り返し、この女性と同様の被害を受ける女性をふやすおそれがある、というやりとりがありました。

「タイ買春読本」はタイにおいて行われている、犯罪である売春を、無批判に肯定、奨励しています。そして、日本社会のモラルを低下させるばかりか、世界における日本の評価をも低下させます。

タイでは、生活に追われ、追いつめられて職業を選べず、売春に従事する女性と子どもがたくさんいます。売春がもとで傷つき、あるいは病気になり、命を落としていく幼い子供たちや女性たちもいます。また、タイにおける売買春の被害の80%は日本人によって引き起こされているといわれています。

このような現実の中で、この本は、タイの女性たちの尊厳を深く傷つけるばかりか、同様の行為を、さらに広げ、繰り返させるおそれが非常に高い本です。

昨年の11月、タイ国会議員ラダワン・ウォンスリウォン女史が講演のため来日されたとき「タイ買春読本」の著者および関係者に直接面会され、貧しい地方の女性や子どもたちが売春婦になることのないよう、親や回りの者たちに売られることのないよう、学校教育、その他によって懸命に対策に取り組んでいることを切々と話され、タイ国へ女性を買いに行くことを奨励するような本は販売しないで欲しいと話されました。

しかし、彼らの返答は「日本の男性がタイ女性と出会うことはラッキーなことで、大いにこの本を活用してタイへ行くことを勧める。そうすることが、タイ経済を助けることになるから」でした。これはあまりに思いあがった発言です。

タイ国会議員に対してのこの発言は、タイ一国に対して大きな侮辱を行ったことになります。私たちが今、彼らの発言を聞き流して「タイ買春読本」を売らせたり、図書館に置いて貸し出すことは、日本国民がタイ国を侮辱していることになるでしょう。

今、本の出版を止めることは私たちにできませんが、本を選択することはできます。「いらない」と表明する自由は守られるはずです。

図書館は、この本に資料的価値を認めていますが、一人の人間を人道

的立場に立って擁護することが先決だと私たちは考えます。資料収集の自由より、人を守ることを尊重し、優先するべきです。

少なくとも、図書館は「図書館協議会」において、見識者の方々の意見も聞き、再度、この本を蔵書とすることの是非を検討するべきではないでしょうか。

この本に抗議を寄せている団体と、静岡市民団体が一致して、ここに「タイ買春読本」の廃棄処分を要望いたします。

代表連絡先 カスバル静岡
電話・FAX 054(237)0616

その他の資料



NO.150
1996.1.17

共同購入れんげ畠
静岡市車町44
Tel. 273-8001
Fax 251-5021

同じ日に毎日新聞にも掲載されました

2日（金曜日）

桑子

屋久

の結果、図書館は入館者の
スバル静岡（小池喜子代表）
が昨年十二月半ばから
を求めるなど批判を浴びた。
同市内の支部組織から絶版
したタイ国議員から贈られた
この本は昨年、売春書を
獎励する内容として来日
の完全廃棄を求めている。

昨年12月、「タイ売春読本」が市立中央図書館にあり、カスパルでは2回の話し合いをしましたが私たちの意向は聞き入れられず、今でも本は貸出可能です。買春を斡旋、紹介する本なんて図書館はもちろん、どんな本屋さんにも置いてほしくありません。今までの調査では、この本がおいてある図書館は静岡市1つだけです。なんかへんですね。

NEW 150号 カスパル氏への反論

図書館に「タイ売春読本」があるのはいいことだ！

さくまのりよし

◎カスパルの方々は自分で「タイ売春読本」を読み、「この本はひどい」と判断されたのでしょうか？自分たち以外の人間には判断能力がないから指図してやらなくちゃなんて、まさか思っていないでしょ？だったら他の人にも、自分で読んで確かめて！と言うべきです。『偉いヒトが言ったから』とか『新聞に書いてあったから』とか『みんながそうしているから』とかいう理由ではなく、自分で読み、調べ、考えて判断を下すのがよりよいやり方だと思いませんか？だから気軽に資料を調べられる図書館に、「タイ売春読本」や麻原彰晃の書いた本や「アウシュビッツのガス室はなかった」という記事ののった雑誌があるのはいいことなんです。

◎図書館の蔵書から自分たちの気に入らない本を追放しよう、という動きは戦前も戦後も繰り返されてきています。つい数年まえには世田谷の区議が、「行政を批判している本を公共図書館に置くとは何事だ」と、住民運動の本を除籍しようとしました。こうした運動に加わり、焚書リストにもう一冊付け加えることが、あなた方の活動にプラスになるでしょうか。それよりは、「図書館はいろいろな立場の本を幅広く収集する。誰でもが自由にそれを読み、自由に評価をくだすことができる」という原則を守ったうえで、「こういう評価が適切だと思う」というあなた方の意見を広めていくのが、より根柢的な運動になると思います。

カスパル事務局御中

タイ買春読本訴訟準備会一同

さる2月1日、9日および13日に、タイ買春読本訴訟準備会（以下、準備会）の定例会がありました。1日の席上で、1月12日の毎日新聞地方版記事、1月16日付の日本経済新聞夕刊記事および貴会の要請文を検討しました。また、13日には、20日に図書館と話し合いを持たれるご連絡も受け取りました。要請のありました対図書館行動および準備会の近況をご報告します。

私たち準備会もこの本の内容につきまして、貴会の見解と何らかわるところはありません。また、この本が『野放しの状態で』購入したり増刷したりできないようにあらゆる努力をする所存です。

私たちは、この問題に拘わって来たものとして、図書館でこの本や問題に拘わっているところに、私たちの対データハウス交渉活動の記録やタイでのNGOの活動の記録などの元資料を送りたいと思います。また、そうした図書館が本を収書するのであれば文化・自然から社会状況まで、さまざまな角度から幅広く集めるように訴えるつもりです。そしてその中で、この本がどれだけ陳腐で差別的なものであるか、また、この本が具現している買春社会ニッポンの構造を、それぞれの図書館を利用するすべての人と共に考えて行こうと思います。

実際問題として、『買春』『SEX』といった文字の入った図書を置くことをえてして図書館は嫌います。クレームなどに拘わりたくないからです。そう言った点においては、静岡市中央図書館の採った行動は珍しいことと言えましょう。

しかし、この本を1冊だけ置いて、クレームが来たから書架に引っ込めるだけでは何の意味もないと思いますし、かえって、偏見を助長するだけの結果になりましょう。まだまだ静岡の図書館の理解は浅薄であると思います。だからこそ、元資料を提供し、これまでの事情を理解させ、さらに、その利用者に売買春問題も含めて真の理解をしてもらえるような図書館になってもらわなければ困ります。もし必要とあらば、出掛けて行き話し合いましょう。そしていつかそこでタイと日本との問題のシンポジウムを開けるくらいの図書館になってもらいたいものです。そのためには、私たちができることからやって行こうと思います。

2月17日現在、日本図書館協会の山家（ヤンベ）氏、図書館問題研究会の西河内（ニシゴウチ）氏から依頼があり、一部資料を送りました。山家氏は2月20日にそちらにお伺いすることです。私たちは、同じ20日に西河内氏と、話し合いをもちます。

『図書館の棚を飾るような本を作るつもりはない（出版幻想論での鶴野社長のインタビュー）』『売れなければ意味がない』『売った後は買った人の勝手』と言っているデータハウスに対して、図書館からの本の撤去はそれほどのダメージにはならないと思います。む

しろ『後腐れなく片付けてくれてかえって好都合、熱りが冷めたら手を変えてまた出せる』とほくそ笑むことでしょう。私たちは、言論の自由や出版の自由を僭称して、人権を踏みにじるようなまねを許す訳には行きません。だからこそ、遠回りではありますが、『買春読本』を批判するために存在させることが必要であると考えます。

ある雑誌の論説で、50年たった今もなぜ非難されなければならないのか、という記事が載っていました。これは、戦争を『自分の負の遺産』として、引き受けようとしない査証でありましょう。この本の問題を『自分の問題』として引き受けるのならば、例えば、海外の友人たちから尋ねられたときに、このような本の存在を許してしまったことを自分の痛みとして思い返すことでしょう。本当に恥ずかしいと思うならば、切り捨てる道を選ぶよりも、この問題を考える場や仲間を増やし、一方で、私たち自身も批判されることで、自分のたどって来た道を再確認するべきではないかと思います。

☆ ☆

この1カ月の間に、訴訟を巡る状況もまたかわりました。2月9日にデータ・ハウスより、訴訟に対する回答が送られてきました。内容は、記載内容については、名誉毀損には当たらないが、一応絶版にする。タイ大使館については、直接交渉する。などといった上辺だけは懲懃ですが全く反省のない内容でした。タイの大使館や外務大臣からの手紙について、雑誌などで、日本語が読める訳がないなどとうそぶいていたくせに、どのつらさげて交渉するというのでしょうか？『絶版』という言葉だけは勝ち取りましたが、それはあまりにも空しいものでした。

準備会としては人種差別撤廃条約や性差別禁止条約などの観点から、訴訟が可能であるか、現在模索中です。また、国内外を問わず、諸団体、大使館などと連携して引き続きこの問題を考えて行きたいと思います。

林陽子様
大津恵子様

タイ買春読本訴訟に関する意見書

黒崎英志（図書館員・今次原告）

タイ買春読本訴訟に関し、わたしなりの意見を述べます。

・改訂版に対する評価

改訂版は、著者との話し合いでは、断りなしに、再販はしないことになっていた。これが何の予告もなしに、再版されてしまったことは、次の点で、重大な問題である。

①当事者たるタイの人々への信義の問題

この改訂版に対する、本当の当事者は、タイの人々である。タイの人々は、一貫して反対の態度を取り続けて来た。タイ女性の友のメンバーたちは、当事者や、タイのNGO、政府に連絡を取り、この事実を確認している。改訂版の出版は、彼らへの二重の背信行為である。

この改訂版の販売をそのまま追認すれば、タイ女性の友他、日本国内のNGOやこの問題にかかわってきた人々は、タイの人々との信頼関係を損なうことになる。本当の信頼関係を築くためにも、再々版中止、書店店頭からの回収、タイ国内での謝罪、などは必要なことであろう。

②売買春反対運動に対する誤解

今回の改訂版問題のもう一つの焦点は、国内諸団体と協力して運動を進めて行くうえで、3つの点で問題が出てきたことである。

- 1) 売買春反対運動が個別特殊な運動であるとのレッテル張り
- 2) データハウス社側が、交渉記録やHIV関係記事を掲載すること等で、NGO側の要求に答えた、という形をとろうとしていること
- 3) 2) の結果、社会に『初版より改訂版は、まだマシ⇒改訂版は“いい本”』という認識ができつつあること

第1点目の誹謗・中傷の問題は、多くの論議がなされているのでこれにはあえて触れない。

第2点目は、諸団体や運動への信頼性の低下の問題である。データハウス社のポーズはこの問題にかかわった多くの人々の信頼性を貶め、諸団体の結束を弱め、関係性を損なわせた。わたしたちはこの改訂が、本質的に何も変わって無いものであり、容認できないも

のであることをきちんと主張しなければならない。

第3点目は、第三者が買春読本改訂を考えることに与える影響である。

本年1月16日付の日本経済新聞夕刊の紙上で、カスパル（本部大阪）による、静岡市立中央図書館所蔵の買春読本改訂版の撤去要求の件が報道されている。記事では、図書館の意見として、『本は改訂版で、各種の抗議文も載せている。資料的価値もあるので、保管していく』と紹介している。（記事コピー別紙）

実際に、書名に『売買春』『ヌード』『ポルノ』といった文字が入っている本を所蔵・収集する図書館は少ない。みなトラブルを避けて入れたがらないのである。その限りでは、静岡市立中央図書館の収集は寧ろ『英断』と言ってよい。しかし問題はその判断である。

わたしは、カスパルの意見とは異なるが、タイ女性の友で集めた資料（公開可能なもの、できれば裁判関係のものも）などを静岡市立中央図書館に送り、本当の理解を深めてもらうことが大切だと考える。『毒をもって毒を制す』訳ではないが、これまでの交渉記録やタイの人達からの手紙などの資料と比較することで、寧ろ、データハウスの欺瞞性（いやがって泣き声を上げている人を、再び殴り倒して暴行するようなやり口）が多くの人々に理解されるようになるだろう。そのように図書館を啓蒙し利用することも大切なのではないだろうか。

最後に：『ずばん 図書館とメディアの本 ②』に気になる記事がありましたので、
これも送ります。著者の天笠氏に連絡してみてはいかがでしょうか。

乱文で申し訳ありません。（黒崎英志）

千葉経済大学総合図書館：043-253-9111（内463）



『タイ買春読本』を図書館に置くべきか否か

カスバル（アジアの児童買春阻止を訴える会）静岡は、静岡市立中央図書館に対し同図書館が購入した『タイ買春読本』を廃棄するよう求めている。

『タイ買春読本』は売春を奨励するようなガイドブックだとして、カスバルとともにFASも出版社などに対する抗議に名を連ねた本だ。出版社は、タイ政府も巻き込んだ国内外の批判や抗議を受け、これらの抗議内容を参考資料に付け加えたとして、改訂版を再出版した。

その後昨年末、カスバルはこの改訂版が中央図書館に置かれているのを知り、タイ女性らの尊厳と人権を侵害するもので、市民の税金で購入すべきでないとして、図書館と交渉を繰り返した。しかし図書館側は、広く一般の目に触れやすい開架書庫からはずしたもの、廃棄の要望には応じず閉架書庫に置いて貸し出しを続けることを表明している。

この経過で図書館の充実を求める運動をしているグループから、本の内容は紛れもなく現代の一断面であり資料としての価値があるため、廃棄要望は知る権利と図書館の自由を侵す、とする声明が発表され、FASの周辺でも議論が沸き起こった。これをめぐって2月17日、FASなどの主催でカスバルのメンバーや図書館運動をしているメンバー等を交えた討論会が開かれた。

ここでは、カスバルの図書館に対する要望書と一連の経過のまとめを資料として掲載する。

静岡市立中央図書館長 中西敏夫様

私達は『タイ買春読本』の廃棄処分を求めます。

教育基準法第7条（社会教育）によりますと、図書館は教育の目的の実現に務めなければならないとされています。第1条（教育の目的）によりますと、教育の目的とは人格の完成をめざし、平和的な国家および社会の形成者として

心理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行なわれなければならないとされています。

『タイ買春読本』は、タイにおいて行なわれている犯罪である売春を、無批判に美名のもとに肯定、奨励しています。この本は、買売春を増やし、特に青少年に著しく悪い影響を与えます。そして、日本社会のモラルを低下させるばかりか、世界における日本の評価をも低下させます。

タイでは、生活に追われ、おいつめられて職業を選べず、売春に従事する女性と子供がたくさんいます。売春がもとで傷つき或いは病気になり、命を落としていく幼い子供たちや女性たちもいます。また、タイにおける買売春の被害の80%は日本人によって引き起こされているといわれています。このような現実の中でこの本は、タイの女性たちの尊厳を深く傷つけその人権を侵害するものです。図書館は今、資料的価値よりも人を守ることを大切にするべきです。

図書館には、図書館法（第14条）により、「図書館協議会」が設置されています。見識者の方々の意見も聞き、再検討していただくことを希望します。

この本に抗議を寄せている団体と静岡の市民団体が一致して、ここに『タイ買春読本』の廃棄処分を要望いたします。

アジアの児童買春阻止を訴える会 静岡事務所

経過

1995.11.14. 中央図書館に『タイ買春読本』が置いてあることに気付く。

12.12. カスバル（アジアの児童買春阻止を訴える会）静岡のメンバーと中央図書館で、『タイ買春読本』について、「なぜ問題になっている本を置くのか」などを図書館側に話し合いにいくことを決める。

12.15. 中央図書館にて話し合い。

カスバル「本の内容は買春を煽るものであり、児童買春の悲劇をも助長してしまう。青少年の育成にも害である。タイには職業を選べ

ない貧困の中にある女性たち、子供たちが多くいる。日本国内でもタイでもこの本に対して怒りの声があがっている。図書館に置くべき本ではない」。

図書館「新しい本については新刊情報により選ぶので、内容のチェックはできない。この本については次回の選書会議で話し合ってから対応を回答する」。

12.27. 中央図書館より連絡があり、話し合いにいく。

図書館「この本は改訂版であり色々な団体からの抗議文も載せている。

資料的価値はあるので閉架書庫に置き、リクエストがあれば貸し出す。図書館は中立の立場に立ち、本をよく利用するか、悪く利用するかは読者が決める」。

カスバル「この本は売春宿のガイドブックであり、女性たちの写真まで載せているこのような本を、たとえ閉架書庫であっても図書館に置くべきではない。図書館の本は税金を使って市民のために購入するものであり、このようなジャンルの本に関しては内容のチェックをしてもらいたい。

2.17. FAS、市民センターの主催で『タイ買春読本』を図書館に置くことの是非を考える討論会が行なわれる。

カスバル作成

カスバル (Campaign to Stop the Prostitution of Asian children and to protect their Rights) = C A S P A R = アジアの児童買春阻止を訴える会

本部 〒563 大阪府池田郵便局私書箱7号

TEL 0727(52)0857

FAX・TEL 0727(53)6457

カスバル静岡 TEL・FAX 054(237)0616 小池喜子

鹿沼市立図書館関係新聞記事資料

毎日 1996.3.9

「買春読本」貸し出し

鹿沼市立
図書館

1年以上も気づかず

栃木県の鹿沼市立図書館
(川田豊館長)が二昨年十二月、タイでの買春体験を

披った「タイ買春読本」(データハウス社)を購入、一般図書として一年以上貸し出していたことが八日、同

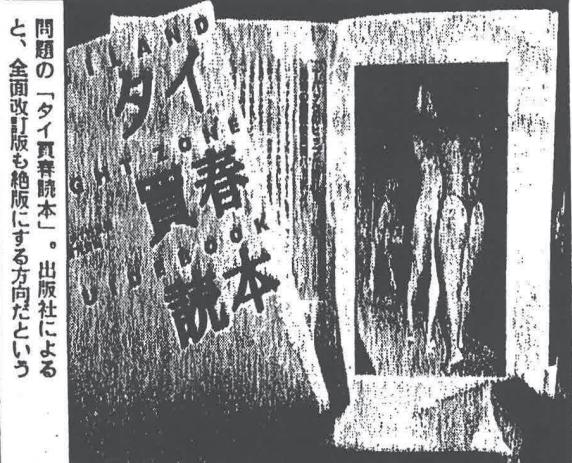
県議会厚生環境常任委員会
で明らかになった。川田館長は「うっかり購入した。

この本は、ルポ形式でタイ歓楽街の買春システムや
図書選定基準に照らして疑義があるのは事実。魔性も
含めて検討している」と謝罪した。

この本は、ルポ形式でタイ歓楽街の買春システムや
料金を紹介。同館は一昨年十月、司書五人で新刊案内
の中から同書を選び、同二月から社会学・社会病理
コーナーの書架に置いた。

同書を選んだ司書(三)は
「購入図書は膨大な数なので、中身を検討しないで書名と分類だけで選んだ。買春を批判するまじめな本だ
と思った。まさか買春奨励の本だとは思わなかつた」と説明している。

図書館が「買春本」貸し出し



問題の「タイ買春読本」。出版社による
全面改訂版も絶版にする方向だという

タイの歓楽街体験書いた「タイ買春読本」

タイの歓楽街での買春体験を紹介し、「買春ツアーセミナーをやる内容だ」との批判を集め、「タイ買春読本」(データハウス社)が、鹿沼市立図書館に収められ、一般に貸し出されている。市民団体の抗議文を載せた全面改訂版も出ているが、同図書館にあるのはそろした配属が全くない初版本。図書館側は八日、購入にあたって本の内容を確かめず、昨年来続いている買春論争も「一切知らなかった」としている。「図書館の自由」か「問題国書購入の是非」かを問う以前の、「おぞまつ」ぶりが明らかになつた。

内容確認せず購入 館側賛否論争も知らず

鹿沼市立図書館

1996年(平成8年)3月9日(土曜日)

東月 三 開

問題の本は、一九九四年一月に初版が出了。買春がどこを具体的に列挙している。「選定距離ではじかれた」(栃木市)、「そんな名前の本は入れないと思う」(今市市)といふ意見が多い。

問題に気付いていた県内のある市民団体は「図書館の自由が制限されることになった」との批判が出そろった。

昨年「全面改訂版」を購入して地元市民団体との間で論争になつた静岡市立中央図書館の中西敏夫館長の話。初版本を買おうといふ話にはならなかつたが、抗議文が載つたものならば、表

い。「選定距離ではじかれた」(栃木市)、「そんな名前の本は入れないと思う」(今市市)といふ意見が多い。

問題に気付いていた県内のある市民団体は「図書館の自由が制限されることになった」との批判が出そろつた。

一連の経緯を踏まえて資料的価値があると判断した。今は市民団体の申し入れを受けた本を閉架書庫に移し、貸し出しを続けていく。図書館の中立を守るために、『選定距離』の中立を守るには、「襟巻な意見のあるものを幅広く収載する』しかないと思う。一冊を除外したり、ほかの本でも「捨てる、入れる」などと言われてしまう。

現の自由が侵害されることになるからだ。タイ買春読本は、利用制限の対象にはならない。山本順一・図書館情報大學生教授の話。この本は関係者の間では非常に有名で、初版本を知らないに入れたら、ほかの本でも「捨てる、入れる」などと言われてしまう。

「資料収集の自由、資料提供の自由、利用者の秘密保護、検閲反対」を内容とする

「国内外の市民グループ」す。図書購入の目安を定め

た内部の選定要領には、「代表的な立場の著作を受

け入れる」など指針も示さ

れているが、問題の本は職員のだれも内容に目を通し

ていなかつたといふ。

昨年春以降、抗議と改訂版が出された。本十

分などの指摘が強く、夏に

なつて「市民団体側の抗議の経緯を一部始終載せた」(データハウス社)全

面改訂版が出された。

鹿沼市立図書館が本を購入したのは四年の春だ。

次店が出している新刊案内を見たんだといふ

面改訂版が本を購入したが、川田館長は

社会問題を啓発する本だ

と思つて、「社会科学の部

で購入を決めた」と話

道されたが、川田館長は

「そろした経過も全く知ら

なかつた」としている。本

はだれでも手に取れる開架

書庫に陳かれ、八日現在

も貸し出し中だ。川山館長

は指摘を受け、「そらした

内容と分かれれば陳出しに

する」と回答。

県立図書館や他の市立図

書館にこの本は入っていない

現の自由が侵害されること

になるからだ。タイ買春読

本は、利用制限の対象にな

つてない。

山本順一・図書館情報大

学生教授の話。この本は関

係者の間では非常に有名

で、初版本を知らない入れ

たとすれば問題がある。

「資料収集の自由、資料提

供の自由、利用者の秘密保

守、検閲反対」を内容とす

る図書館の自由を守るた

め、基準に従つて厳密に加

えたなら、原則的にはコレクションの一部として維持

する」のが国書館の一般的な在り方。今回の対応には納得できないところがあ

本南指揮春眼「」に館圖

よる、この本は初版本で
一千五百人。外部の貿易一ラ
帝に贈られた体験ルボに加
え、賈害信の地図、電話番
号、女性との交際等、
必要ない問合せ等が詳
細に記されている。現在
三刷まで出ているが、
団体の申請を受けたため、
三刷からは内容を大幅に改
更、女性のスマップ写真等、
どうやら、人権団体とのや
り取りをも掲載している
といふ。

常識外れ「県会で指摘」

返却次第廃棄を検討

イ賣春事件本【書籍】(川田館長)が、日々の貿易スポーツなどから見えていた「タバコ」による、社会問題を抱いていた。内紛(いんふう)して人権団体も、たゞ政府から出版元に抗議があった本で、同賛議会でも賞讃外れられ、向賛議会の略大(だい)谷謙之(たにあきゆき)が明らかにして、出版元のチーハウスに、「この本は初版本で、外部のフリーランサー一人がダイのタバコで、一人が死んだ」と話している。川田館長によると、同圖書監査五、六人が新刊内訳に不満を抱いていたが、川田館長は説明していない。

も、川田篤は「知らない間にやつた」といい、抗勝があつたとも、「きょう初めてやつた」と話す。県内では公立図書館が坦々と貸し出しをしており、~して、黒澤文立図書館の利用者に貸し出し中。川田篤長は「うつぱりやつていた」と話す。本が限られた次第で、発送手配を手頭に待ててしているという。

每 日 新 聞

「買春読本」貸し出し

「**買春読本**」貸し出し
鹿沼市立図書館

炳木園の題名山立圖書館
（川山農業扶助）が二年半、
二月、「タマでの買春体験を
扱った『第一買春本』（テ
ータハウス社）を購入、一
般図書として、年以降販
売していくことが八日、四
月だ。

炳木園の題名山立圖書館
が二年半、二月、「タマでの買春体験を
扱った『第一買春本』（テ
ータハウス社）を購入、一
般図書として、年以降販
売していくことが八日、四
月だ。

この本は、ルポ形式で
伊勢佐屋の買春システムを
詳しく説いていた。図書館は一作
目を金を借りた。回数は二作目
まで借りた。十日、司書五人が新刊案
の申から回数を渡り、同時に
二月から社会学・社会病院
コーナーの書架に置いた。

同書を選んだ印書三つは
「贈入因譲説」が大歎なので
で、山東を讀む所はない。書
名が結構だけでは選んで。買
賣を批判するものもまた
と思った。まあ小賣登録
の本などは餘りなかった。
と解説している。

廣雅解題

鹿児島市立図書館（川田豊）
（川田豊）としている。
館内での「賃貸を実現する新刊会議」
との批評を受けて、絶版とな
った「タイ買春読本」（子
り上げた。同図書館による
社）が、ハバウス
社）が、「タイ買春読本」貸出し
出されている。
ことがハバウス。
鹿児島市立
（図書館では「見
かっただけで、この本の貸し出しを始
めたのは平成六年十二月。抗議で、改訂版も絶版と
逃した。貸し出した本が戻
されたが、
次第、窮屈を懲り討する」
司書の職員数人が書籍取次
法などを記

タマの實業を廻す(タマの實業を廻す)、
体的實業を廻す(タマの實業を廻す)
斯の如きは、(タマの實業を廻す)、
斯の如きは、(タマの實業を廻す)
市長(田代館長)を頭領市長
市長(田代館長)を頭領市長
が、八日開かれた銀團會
生徒監督委員会で明かに
になった。同書は「實業要
推進する内容」と云々と政府
が敵敵たるやく付
きのもので、川田館長はう
かりしていた。廢業処分
にどうかと願う」と指摘
した。店に行けば、うらやま
買ひきるが、うらやま
の本を公然と公表する
所感成るが、それが常識的
にどうかと願う」と指摘

買取本賞し出せ
立館書市沼岡鹿
頃に撤去を始めた指揮を行
うように求めた。
タイン書店本は、タイ各
地の買取ができる歓楽街の
店名、料金、顔

写真まで
相が「タ
もの」と
内外か
施設を求
うひつ。
県議会で指摘
ら強い反対を招いた。
同社は「一九九四年七月」に
初版本「五十五部」を出版。
これまでに改定版を含め三
万部を発行しているが、ほ
とんどが「切りの状態」であ
るらしい。
鹿沼市立図書館は、この
本が刊行された直後に購
入を助長する感覚で、公的施
設にあることは非常に危
険」と同館の姿勢を批判し
ている。

卷之三

卷之三

F A S 主催討論会資料

討論会感想

アジアを考える静岡フォーラム会員
中嶋 啓明

「タイ買春読本」を静岡市立中央図書館が購入していた問題では、タイ女性らの「尊厳」や「人権」、「買春奨励社会=日本」の現実、図書館利用者らの「知る権利」とそれにもとづく「図書館の自由」などなど、様々な視点からの議論が複雑に絡みあっている。

マスコミは今、特に犯罪報道で事件の被疑者・被告人や被害者について、プライバシーを暴露し、名誉・尊厳を傷つけ人権を侵害する報道を繰り返している。こうした「犯罪報道の犯罪」に対して批判的世論が盛り上るとマスコミはよく、読者・聴聴者らの「知る権利」とそれにもとづく「表現の自由」「報道の自由」といった言葉を持ち出す。そして「被疑者・被告人や被害者らの人権の尊重」との間でバランスを取ることが必要だ、などと主張する。

だが「知る権利」や「表現の自由」と「人権の尊重」は、両者のバランスを取らなければならないような、本来対立するものなのだろうか。被疑者・被害者らを原則として匿名にし、権力

行使の過程を批判的に報道することに重点を置く匿名報道主義を主張する人々の間では、双方を対立するものととらえるべきではなく、「知る権利」や「表現の自由」は人権を尊重する方向で行使されるものだ、との議論が出されている。一般刑事事件での被害者や被疑者らの氏名をはじめとするプライバシーは、「知る権利」の対象ではなく、読者・聴聴者らの単なる「のぞき見趣味」を満たすものでしかないならば、そのような表現は、憲法で保障されたものとは言えないだろう、というわけだ（もちろん、だからといってそれらを権力的に規制するというわけではない）。

同様のこととは、いわゆる「差別表現」「差別語」や「差別文書」などについても言える。差別を奨励し、増幅・再生産する表現は、憲法で保障されたものと言えるだろうか。「表現・報道の自由」は、差別を告発し、人権を尊重する方向でこそ行使されるものだろう。

さて「図書館の自由」と「人権の尊重」だ。カスパルはタイ女性らの人権

を侵害するなどとして、「タイ買春読本」の廃棄を要求し、図書館側は「知る権利」を保障する「図書館の自由」を尊重するとして廃棄要求を批判した。果して「人権の尊重」と「図書館の自由」は本来対立するものなのだろうか。

答は「図書館の自由に関する宣言」の中に書かれている。「図書館の自由を守る行動は、自由と人権を守る国民のたたかいの一環である」と。そしてそれを具体化させるものとして「宣言」によると、資料が「人権またはプライバシーを侵害するもの」である場合、図書館が有する「資料提供の自由」は制限されることになるというのだ（今回の「買春読本」に関わる問題は、「資料提供の自由」ではなく「資料収集の自由」に関係するものだろうが、「提供の自由」に対する制限が「収集の自由」に全く無関係ではないだろう）。

確かに「人権またはプライバシーを侵害するもの」と誰がどのような基準で判定するのか、そして「侵害するもの」とされた場合、どのような方法で「提供の自由」を制限するのか、などは重大な問題として残されている。安易に「自由の敵に自由を許すな」と叫ぶわけにはいかないだろう。

参考になるのは、名古屋市で起きた「ピノキオ」をめぐるケースではないかと思う。名古屋市立図書館はこのケースの処理にあたり、①発生した問題は職制だけでなく全職員で検討し、②市民の広範な意見を聞いて判断し、③人権が侵害されたとする当事者の意見

を聞く——との原則を確認したという（「宣言の解説」より）。「資料提供の自由」の制限について、基準や方法などを具体的に合意形成していく過程に、とりわけ当事者が参加することで、人権侵害の実態やそれを許している社会状況について認識を深め、問題意識を共有化させることができるだろう。そうして初めて「人権の尊重」と「図書館の自由」が内実あるものになっていくのではないだろうか。安易に内実の問われない“自由”にまかせ、ただ“市場の論理”に乗せるだけでは、「悪貨が良貨を駆逐する」の力学に流される結果となるだろう。

今回の「買春読本」購入問題では、このような、市民、とりわけ当事者の参加を保った形の、図書館の全職員が主体的に関わった民主的議論がなされているのだろうか。少なくとも当事者の参加や職員の主体的関与などの点で十分とは言えないのだろうか。

廃棄という制限要求が正しいものなのかどうか、やはり悩む。しかし一方で、タイ女性らの尊厳・人権を侵害しているとの主張が、当事者の女性らに近いところから出されているのも事実だ。栃木県鹿沼市のケースで、廃棄という措置がもし権力的介入によって取られるとしたら、あるいは逆に静岡市のケースで、一市民団体の要求でしかないと一方的権力的対応によって無視されるとしたら、どちらも本来の「図書館の自由」を内実化させる上で不幸なことでしかないのではなかろうか。

「知る権利と図書館の自由」 擁護のために

一九九六年二月十六日 於アイセル21
「アジアを考える静岡フォーラム・検討会」発言要旨
静岡市の図書館をよくする会（文責 佐久間）

今回の事件、静岡市立図書館所蔵の「タイ買春読本全面改訂版」を廃棄せよとカスパルが要求した事件は、「知る権利と図書館の自由」にかかわる重大な問題だと、私たちは考えます。

往々間違えられやすいのですが、図書館が資料を収集するのは、その資料の主張を公認することではないし、評価している証拠でもありません。図書館は市民の知る権利の保障機関であり、情報公開の最先端なのであって、何かの権威ではないからです。図書館によって提供された資料の価値を判断するのは、私たち利用者自身でしかありません。

図書館は悪書を集めるべきではない、という主張には、図書館は良書のみを収集する筈だという前提があります。図書館は良書だと判定するからこそ購入しているのだ、と。しかし何が良書か、何が悪書かという評価を下す権限を、図書館は持ってはいません。持っていないし、持つべきではないし、持たせてはいけません。

戦前・戦中には、図書館は国民の思想善導機関だという位置づけがなされていました。明治十五年の「教育令」は次のように述べています。

「善良ノ書籍ハ乃チ善良ノ思想を伝播シ、不良ノ書籍ハ乃チ不良ノ思想ヲ伝播スレハ、則チ不良ナルモノヲ廃棄シ而シテ善良ナルモノヲ採用スルヲ要スルナリ。（略）不良ノ書ハ読者ノ心情ヲ攬擾シ、之ヲシテ邪径ニ誘陥シ、遂ニ小ニシテハ身家ノ滅亡ヲ招致シ、大ニシテハ邦国の安寧ヲ妨害シ、風俗紊乱スルガ如キ、其流弊タル実ニ至大ナリト謂フヘキナリ。」

しかしこうした時代に、なにが行われたでしょうか。警察や内務省は、無数の本や雑誌を、図書館から没収したり閲覧禁止にしたりしました。図書館の利用記録は、思想調査にさし出されました。国民は、読書の自由も知る権利もプライバシーも、何も彼も失いました。国が図書館を通して良書・悪書を分別したり、思想善導すると、最後にはこうした事態に行き着くのです。

戦後、日本図書館協会が「図書館の自由宣言」を採択し、「知る権利」の擁護を打ち出したのは、図書館がこうした歴史の上に立っていることを、厳しく認識しているためなのです。もちろん、戦後になったからといって、図書館に対するこの手の締めつけがなくなったわけではありません。公序良俗とか、公共の福祉、青少年の健全育成だとかの名目のもとに、さまざまな介入が行われてきました。ただ戦前・戦中と違うのは、必ず介入に対する批判が市民のあいだから起こったことです。経験は無駄ではありませんでした。

だから私たちもまた、なにが良書でなにが悪書かを判断する権利は、私たち一人一人のものだということを、何度も確認しなければなりません。それが図書館であれどこであれ、他者に委譲してしまってはならないのです。

図書館の、多様な資料を収集し提供するという機能は、そうした個人の判断を援助するためにこそあります。

日本はアメリカと戦争を始めたとたん、英語を敵国語だと廃止し、あらゆる関連情報を検閲し、廃棄しました。一方アメリカは大学の日本語学科をふやしたり、日本研究を進めたりしました。結果は言うまでもありません。対立する立場や思想に関する情報は、力を持つのです。

戦後の日本は、こうした反省もあって、検閲を廃止し、すべての思想や表現の自由を認める方向に進んできたはずでしょう。

そもそも、自分にとって不快なもの、認めがたいものの自由をも尊重するのでなければ、自由の価値などありません。そして批判すべき情報に接することによって、私たちは認識を広げ、判断力を高めていくことができるからこそ、思想や表現の自由は大切なのです。認めがたいからといってその情報を抹殺してしまえは、まず何より私たち自身の思想をやせ細らせてしまいます。それはやがて、かつての日本でそうだったように、判断力を狂わせてしまうかもしれません。

私たちは自腹を切って本を買うとき、だいたい興味のある分野、共感できる主張のものを選びます。小遣いだって無限にあるものではないし、わざわざ嫌いなものを買ったりはしないでしょう。しかし図書館に行けばすべてが無料でいくらでも読めるので、自然と読む範囲はひろがってゆきます。実際、そういう風に図書館を利用している人は多いと思います。

どうせ読み捨てにする流行本だから買って読むのはもったいない、とか、自分のテーマとはちょっとずれるけれど、ただで借りられるならついでに読んでみよう、とか、批判するためにどうしても調べなければならない資料だけど、買うのはしゃくだ、図書館で借りよう、とか。

私たちはいろいろな理由で図書館に行きますし、そうした利用者の要求に応えるために、図書館はいろいろな資料を集めています。私たちは図書館を

利用することで、普段関心を持っていなかった分野の本を発見することもでき、反対意見を調べて自分の思考を補強することもできます。多様な情報こそが思想を豊かにしてくれるのです。

そのようにして、いろいろな主張の中から自分が適切だと思うものを選ぶ権利を確保し、各人の判断を認めるのでなければ、どうして民主主義が成り立つでしょうか。そしてその選択の幅を、市民の知る権利として守ってくれるのが「図書館の自由」なのです。

図書館資料の除籍を要求するということは、図書館利用者に「読むな！」と言うことです。そんな権限は誰にもありません。また図書館が誰かの要求に応じて除籍を決めたら、そうした権限の存在を認めることになってしまいます。しかし、私たちの知る自由を制限する力を、一体誰が持っているでしょうか。そんな権限が誰かにあると、図書館が認定したりできるものでしょうか。

世の中には、自分たちは他者の知る権利を制限することが出来る、他者の判断に介入することができる、と自認する個人や団体がいるものです。そうした人達は、じぶんの正義を信ずるあまり、検閲者としてふるまうことの社会的害に気がつきません。

私たちは、自分の信念に従って社会をより良くするために活動している人々を尊敬します。しかしそれは、彼らが個人の権利、知的自由や知る権利を尊重し、知識を制限するのではなく拡

大する方向で活動する限りにおいてでしかないでしょう。

ある本が面白いかつまらないか、もっともなことを主張しているか批判すべき内容か、そんなことは読んでみなければわかりません。だからこそ「図書館の自由宣言」には、対立する意見を幅広く収集する、とあるのです。今回のように図書館が、社会的に論議の対象になっている本を積極的に集めるのは、意義のある選書と言うべきでしょう。

公共図書館は資料の収集に中立的でなければならないと言います。けれどもそれは、中立的な意見の本ばかりを集めることではありません。対立する意見があれば、原資料・賛成意見・反対意見をそれぞれ集めて、利用者が自由に判断をくだせるようにすることにあるのです。そのようにして初めて、私たちの知る権利・知的自由が最大限に保障されるのです。図書館に多様な資料が集められるのは、こうした私たちの権利にとって、公的機関の社会的役割の最も望ましい形態ではありませんか。

カスバルの方々は全員、この本を読んでいる訳です。内容に異議をとなえているからには、まさか読んでいないはずがありませんから。そして図書館にはまさにその本の廃棄を要求し、私たち市民にはその要求に賛同してほしいと言っておられる。自分たちが読んで判断したものを、他の人々には読まずに判断しろというのでしょうか。そ

れとも、我々の判断を信じろ、我々に判断を委任しろ、というのでしょうか。自分たち以外の人間には判断能力がないから、代わって判断してやるとでもいうのでしょうか。

しかしある本をどう判断するかは、私の権利に属します。私はこの権利を行使するに当たっては、まず、当のその本を読みたい。その上でいろいろな意見をも読んで調べたい。けれどもあくまでそれは、自分の判断の参考資料にするためであって、いくら賛同できる意見を言っていても、その人たちに私の判断の代行を頼んだりはしません。頼みもしないのにその人たちが私に代わって何かを判断したり主張したりするのを、認める訳にもいきません。

自分たちの活動を進めるためだからといって、どのような形であれ、反対意見の抹殺を計るようなやり方を探るのは拙劣ですし、害の方が多いものです。そうではなく、自分たちの考えを広く市民に知らせ、賛同を求めていくのが筋というものではないでしょうか。市民に支持さないものはやがて消えていきます。どんなに歩みが遅くともそういうした原則は守る、それが個人の権利と自由をかけて活動するものの、自負ではありませんか。

「タイ買春読本全面改訂版」には、この本に対する抗議の経過がかなり詳しく載っています。市民団体の抗議文・新聞記事・出版社との交渉経過などが収録されており、この事件に関してまとまった形で出版されているほとん

ど唯一の資料ではないかと思われます。この本が図書館で読めるということは、私たちが抗議団体の活動を知ることができるということでもあるのです。カスパルの方々は、自分たちの活動の責任をとるためにも、これらの資料を抹殺してはなりません。むしろ、我々のための歴史的証言として図書館に長く保存されることこそ本意だ、と主張していくべきです。

もちろんこれは出版社のまとめたものですから、一方的な部分もあると思われるかもしれません。それならカスパルの側からの記録を出版したらいかがですか。そして二冊並べて「どうか読み比べてみてください。どちらの意見がもっともだと思いますか」と広く市民の判断を求めるのです。これなら自由で公平ですし、知識を拡大する方向の運動にもなるのだから、きっと賛成していただけると思います。我々の判断は正しく、我々以外の市民は愚劣だから判断する権利は認めない方がいい、などという選民思想の持ち主ならば、そもそも市民運動などやっていないでしょうから。

この本はまた、言論・出版にかかる事件でもあります。その経過は出版史に残るべき貴重な情報です。この本は、タイの女性問題・買春問題に興味のある人ばかりではなく、日本の言論・出版問題を調べる人にとっても必要な資料と言えるでしょう。従って私たちは、静岡市立図書館が資料的価値を評価してこれを蔵書に選び、貸出して

いるのは、誠に適切であると考えます。

「タイ買春読本」が出版されたのは、どのようにしても消し去ることのできない事実です。また日本という国が、このような本が出版され読まれる状況にあるということを確かなことで、それは認めなければなりません。私たちはユートピアに住んでいるわけではないのです。

確かに無残な歴史や都合の悪い事実などは、眼前から消し去ってしまいたくなるものです。ナチスは虐殺現場をブルドーザーで地ならしして、あたかも何事も起こらなかったかのように装いました。しかし戦後ドイツは、アウシュビッツを記念館として保存し、「過去に目をつむるものは現在にも盲目になる」という名言を生みだしたのです。

図書館は社会の記憶装置であり、その時代の実情を資料として後世に残す任務があります。廃棄要求は、端的に歴史と記憶の抹殺要求になる、と私たちは考えます。この本は、日本と日本人の現実を写し、ついでにタイの現実をも写す資料です。ブルドーザーで抹殺していいものではありません。

図書館は二十世紀後半の日本の現実をトータルに、その良い部分も恥ずべき部分も同じように、資料として残してほしいと思います。私たちが現在に目をつむって未来に盲目にならないためにも。

「タイ買春読本」問題
シンポジウム記録

時 1996年 4月15日 午後 6時～
所 静岡市職員会館
主催 静岡市の図書館をよくする会
参加 30名

注 これは、会員のメモから再構成したもの
ので、速記録ではありません。

司会 私たちは「静岡市の図書館をよくする会」通称「よくする会」といって、図書館づくり運動をしている市民団体の集まりです。今回の、静岡市立図書館から「タイ買春読本」を廃棄してほしいという要望が市民団体から出された事件で、私たちは、図書館をよくしていくという私たちの目的のためにも、これを見過ごさないで、ひろく市民に問い合わせ、討論をしていく必要があると思い、今回のシンポジウムを企画しました。

今日はまず、今回の事件の経過のまとめを報告します。つぎに今日の助言者としてきていただいた、静岡県立大学の金両基先生と、図書館問題研究会静岡支部長の山本宣親さんからご意見を伺います。そのあとはご出席の皆さんでの討論、という形で進めていきたいと思います。

事件の発端から現在まで

佐久間美紀子（よくする会会員）

「タイ買春読本」問題のそもそものはじめは、1995年3月、新聞に市民団体が絶版を求めて抗議しているという記事が載ったことです。それで初めて、この本が問題にされているのだということが一般に知られたわけです。

7月になって、図書館流通センターの新刊案内に「全面改訂版」の案

内が載りました。抗議団体との交渉記録が収録されている、との解説がありました。それで選書会議で検討した結果、絶版要求が出るなど問題となった本だし、抗議した側の意見ものっていうようなので、資料として収集していこうということになったのです。

12月中旬、カスパル静岡の方々が図書館を訪れ、所蔵している分の廃棄を要請されました。静岡市立図書館では、所蔵資料に対する異議申立てがあった場合は、まず担当の選書会議で検討することになっています。それで、全職員が参加する定例会でこういう抗議がきいていることを報告し、成人図書の選書会議で検討するので、担当以外の職員もできるだけ参加してほしいと呼びかけました。そうして検討した結果、廃棄はしない、貸出制限や閲覧制限もしない、という結論になりました。その後館長決裁で書庫保存が付け加えられましたが、ともあれその結果をカスパルの方に伝えました。御用納めの前日でした。

そうして翌年はじめ、新聞（静岡版）に大きく記事が載ったのです。後からカスパルの投書がきっかけであったことがわかりましたが、記事には一応図書館側の見解も載っていたので（電話取材だったそうです）、私たちは単純に、これだけで済んでしまうのかとも思っていました。

ところが2月になってから、事態

はべつの方向に広がっていったのです。まず、「れんげ畑ニュース」という共同購入グループの機関紙に、廃棄を求める記事が出ました。たまたま「よくする会」会員も何人かこの会のメンバーだったので、気がつくことができました。それで早速反論を書いたのですが、多分これが、廃棄要求に反対する意見として図書館以外から発せられた、初めての文書でしょう。

次に出てきたのが、「アジアを考える静岡フォーラム」(FAS)の対応です。ここは、もともと出版社に対する絶版要求に賛同団体として参加していたので、廃棄要求についても賛同団体になってほしいと、カスパルから申し入れがあったそうです。ところが「れんげ畑ニュース」に反対意見が載ったことから、今回の問題はそう単純に決められるものではない、ということになり、賛成反対両方の意見を聞く会を開いて検討する話になりました。この検討会は地方版にかなり大きく新聞報道され、それによって、廃棄に反対している市民運動もあるのだとアピールできました。FASが検討会を企画してくれて、本当に良かったと思います。

検討会では、カスパル代表・「よくする会」代表・静岡在住漫画家の三者が意見を発表し、その後参加者の討論がありました。結局、議論は対立したままで、結論が出たわけ

はないのですが、少なくとも図書館資料の廃棄要求が、「タイの貧しい女性達を助ける」という目的とは全く別の問題にふれてしまうのだと、知らせることはできたのではないかと思っています。「よくする会」はまた、この検討会にあわせて「廃棄に反対するアピール」も出しました。

こうした議論が影響したのか、2月末、再び廃棄要望書を持って図書館を訪れた際、カスパルは、この問題についてはこれ以上追求しない、と表明したのです。廃棄してほしいという気持ちは変わらないが、議論がカスパルの意図する所と外れて行ってしまったから、という訳です。この見解は早速新聞記事になりました（カスパルの方々は新聞記者を伴って来館されたのです）。

ともかくこれで、静岡の図書館に関しては、問題は解決されたと言えるだろうと思われました。

その後図書館では、利用者からの投書をきっかけに、事件の経過と図書館の見解をまとめた文書を中央図書館ロビーに展示たり、図書館だよりに載せたりしました。今回の事件で、図書館が沈黙しなかったこと、自ら見解を明らかにしたことは、決着のための大きな要素だったと思います。

そのようにして、静岡で事件が収束するのとほとんど同時に、こんどは栃木県の鹿沼市立図書館所蔵の本が問題にされました。しかも今度は

新聞の全国版に記事が載ったのです。廃棄もふくめて検討している、とあります。静岡市の場合は、結局すべて地方版の扱いだったのですから、より影響は大きいと思われました。

「よくする会」では、静岡市の経過と、「よくする会」のアピールや意見を伝えました。せっかく静岡で、廃棄しないし貸出しも続けるかたちで決着がついたのに、廃棄する例が出てしまっては何にもならないと考えたからです。同時に、この問題が根本のところでは少しも解決していないのだということも、痛感させられました。鹿沼がその後どうなったか、今のところ情報はありません。

今回のシンポジウムはこうした経過を踏まえて企画されました。この問題を「市民の知る権利」と「図書館の自由」という観点からとらえ、さらに先へ進むための討論にできればいいと思っています。

残された四つの課題

経過報告は以上ですが、今回の事件に関連して、問題点をいくつかあげたいと思います。

第一は資料的価値ということです。資料的価値はその本の作品的価値とは違います。悪質な本に対して市民団体が抗議したり絶版要求を出したりすると、それだけで資料的価値は

上がる訳です。その市民団体の要求を検証するために必要な資料となるからです。絶版が決まれば、ますます原資料としての重要性は高まるでしょう。図書館にとって自明でも、市民運動にとってはこうした価値評価は受け入れ難いものでしょうし、一般の理解を得るのもなかなか大変だと思います。それをどう説明・説得するか。

第二に書庫保存の問題です。静岡市立図書館が書庫保存を決めた時、私たちは開架に置くべきだと思ったものの、あえて反対はしませんでした。このように性を扱ったものやマスコミで話題になったものなどは、盗難に逢いやすいからです。現に盗難防止のために書庫にいれている本もありますし、雑誌の最新号など、かなりの数がカウンター内におかれています。もちろん申し出れば誰でも借りられますし、無くなってしまえばそもそも資料提供できないですから、図書館の措置は止むを得ないこととも考えられます。

しかしそれでも、こうした措置は一種の閲覧制限として作用するに違いありません。これについては、もう少し議論をしなくてはならないと思います。

第三に資料収集の問題です。今回の問題に関連する資料で、静岡の図書館が入手したのは、「タイ買春読本全面改訂版」のみでした。抗議している市民運動の側は、自分たちの

主張を出版してはいない、あるいはできないのです。図書館は資料を幅広く中立に集める、とはいっても、そもそも出版されなければ対処できない所があるわけです。うっかりすると、出版界で力の強い側、人気のある側の資料ばかりが集まってしまうかもしれないとも限りません。こうした場合の公平さをどう確保したらいいのか。

3月に、出版社に絶版要求をしたグループの一員である黒崎氏が静岡に見えられ、いろいろ資料をいただきましたが、その時にこういう事を話されていました。

『全面改訂版に収録されている抗議の記録は、出版社側によって極めて恣意的に編集されており、市民運動を貶めようとしているものだ。それでいま訴訟準備をしている。その時、こちら側の編集による反論を出版させる、という形の損害賠償請求ができないかと考えている。反論権が認められれば、悪質な出版があった場合に、絶版要求よりも少し建設的な反対運動ができるのではないかろうか。』

確かに反論の掲載や出版がどのような形でか保障されるようになれば、図書館にとっても資料収集の公平さが確保しやすくなる訳で、問題となった資料も自主規制せずに収集していくれます。なんとか反論権が認められるようになればいい、と思います。

第4に自由を主張した責任という

問題です。私たちは「図書館の自由」を守れ、と言っている訳ですが、ではその自由が守られればそれだけでいいか、と言えば、そうではないだろうと思うのです。自由はそれ自体が価値なのだからそれだけでいい、という絶対自由主義者はそう多くはないでしょう。大抵の人が、自由は最終的によき結果をもたらすと信じるからこそ、守るに値する価値だとする立場ではないでしょうか。

ですから「図書館の自由」を主張する者は、よき結果を招くべく努めることを、いわば義務として負わなければならないと思います。絶対自由主義者であっても、です。そうしなければ「図書館の自由」は、守るべき価値として多くの支持を得られないでしょうから。今回の件での、あるいは「図書館の自由」一般としてのよき結果とは何か、どうすればそれに近づけるのか、ということが課題として残されています。

ボールを投げたら投げ返される

論理整合性のある議論を

金両基 この問題は二つに分けて考えられると思います。内容や出版についてと、出版された後の処置についてです。

まずこの本の内容についてです。私が読んだのは改訂版ですが、もしこれをレポートとして採点すると、

大変低い評価、不合格になります。性文化に対する思想がないし、データも不十分であり、フィールドワークそしてルポルタージュとして守るべき最低限のマナーもありません。出版してほしくないし読んでほしくもない部類の本だと言えます。ただそれでもある程度は売れるのでしょうか。だからこそ出版されたのだと思います。

「醜い韓国人」という本がありました。著者は韓国人というふれこみで宣伝され、後に日本人が背後にいたことが暴露されましたが、そういう不純な姿勢で出版されても、話題になったために、そのつど売上を伸ばしたのです。出版社には出版社の、著者には著者の倫理があるはずです。しかしそれを無視するあるいは踏みにじる形で出版されたものも、一端市場に出回ってしまえば、回収は不可能です。売れますがからね。今回の件ではあまり取り上げられていないのですが、読まれて欲しくない本を買う人がいるという、読者側の問題もあるのです。

二番目は出版された本の扱いです。この場合、整合性のある価値判断ができるかどうか、それが一番の基本だと思います。どんな本の評価も、前例を作ることになるからです。

私が書いた童話に差別表現があると、問題にされたことがあります。これに関しては、問題にした団体の機関紙にすぐに異議申立てをして、

反論を掲載させました。問題が出たら必ず反論することです。再反論もあるでしょうからそこで議論していくのです。しかしそれは感情的対立ではなくて、論理的整合性のある議論によって、でなければなりません。日本人はディベート議論が下手だと言わますが、整合性を保った論理を積み重ねて行かなければ、こうした問題では良い結果は生まれないでしょう。

本を書く場合も、書かれたものに異議申立てをする場合も、ボールを投げたら必ず投げ返されるという覚悟がなければならないのです。この本について言えば、著者に信念があったのならあくまで絶版にしないで闘うべきであったのに、その姿勢を保持できなかったことも問題です。その程度の内容であったといってよいでしょう。つまり今回の事件はどちらの点から見ても低次元なもので、こうした本がどんな形であれ話題になったこと自体が不幸なものでした。

しかし、一端出版されてしまったからには、資料として保存していくなければならないでしょう。

アメリカでは、言論・出版の自由を憲法で最大限に認めた上で、マスコミが自主規制してバランスをとっています。しかし日本はそこまで社会が成熟していません。いわば過渡期にあるので、安易な自主規制は危険だし、慎重に対処すべきでしょう。

ところで選書に関して、ひとつ要望があります。この間必要があって共産党の機関誌の「前衛」の論文を調べようと思ったのですが、その雑誌は県立図書館にも市立図書館にもありませんでした。県内の図書館で各政党の機関誌が揃っているところはないのでしょうか。予算の制限があるからなのかもしれません、「タイ買春読本」のようなものを入れるなら、そちらの方を入れてほしいと思います。選書にはそういう総合判断も必要なのではないでしょうか。

住民ではなく市民のいる街
「自治とは何か」に届く議論を

山本 実は私のいる富士市立図書館にもこの本が一冊入っているのです。しかし富士市では今のところ、なんの反応もありません。これは淋しいことです。だから静岡市でこういう問題が起こったことを、ある意味でうらやましいと思いました。抗議があった事も、それに対応してこうした話し合いが行われた事も、です。図書館づくり運動がその過程で、発言し、行動する市民を結集することができるようになったことの現れだからです。

富士市は、行政への市民参加という点では一応先進市でした。市民が行政に意見を言うのは当たり前ですし、行政の方も聞く体制が整ってい

るのです。ですから、静岡市の図書館づくり運動がやった最初の要望が『私たちの意見を聞いて下さい』というものだったと聞いた時は、おかしなことをやっていると思ったものでした。そういう所から始めたことを考えると、この間の静岡市の市民運動の変化と活動の積み重ねが、どんなものだったかわかるういうものです。

つまり静岡市には市民がいる、市民運動があるのです。発言し、行動する市民、と先に言いましたが、ただ単にそこに住んでいるだけでは住民なのであって、市民とは言えません。地域や社会に広く関心を持ち、積極的に関与していくって初めて市民なのです。そして、自らの権利と義務をわきまえた市民がどれだけいるかで、その市のレベルが決定されるのだと思います。

さて今回の事件ではいろいろな問題が出ているし、これからも出てくるでしょうが、この段階まで来ると、もはや「図書館とは何か」という認識だけでは扱いきれません。自治とは何か、自治体とはなにか、そういう観点が必要なのです。そこには当然、歴史や法も関与してくるでしょう。県内の図書館も整備され、業務も高度化してきているですから、そういった点からも、自治の問題にまで拡大していかないと、これ以上の発展は望めないのではないかと思います。

司会 では出席者の方々のご意見を伺いたいとおもいます。

もっともな要求・悪い前例

出版禁止と「愚行権」

木内弥子（静岡おはなしの会）

まず問題を分けないと議論が混乱すると思います。つまりこの本の内容にすることや出版に関することと、図書館の対応に関する二つの問題があって、内容についての評価は、出席者の皆さんと同じでしょうから、後の図書館としての問題にしぼった方がいいと思うのです。ここに書かれているタイの状況がひどいとかいう話は、また別にすればいいでしょう。

私は、ある圧力のために図書館が除籍するのはまずいと思います。しかし、書庫保存にしたのはいたしかたないことだったと思います。興味本位に手に取ることはなくなるでしょう。しかし、とにかくこんな本が出るという現実と、タイのある種の実情については情報を与える本ですから、きちんと保存すべきです。

確かにひどい本で、だから廃棄要求している人達はこんな本をなくすのは正しいと思えるのでしょうか、「正しい圧力をかけば図書館は除籍する」という、たいへん悪い前例を作ってしまうことになります。規制はいつも、ある程度もっともだと

思えるような所からされていくのですから。

といって、カスパルが発言したこと自体が悪いというのではありません。それを受けた図書館が事をうやむやにしなかったので、かえっていろいろな問題が鮮明になってよかつたのではないかでしょうか。

N. M.（よくする会）

図書館の本は、場所の問題もあるでしょうが、基本的にはじめは全部開架に置くべきだと思っています。その点で、静岡市の取った処置には不満があります。ただ、先ほど住民と市民の話が出ましたが、住民としてみれば図書館に置いてほしくない本だということになるのではないか。そう考えるとなかなか難しい問題だと思います。

M. N.（図書館友の会）

こうした本は出版禁止にしてほしいという立場です。たとえばドイツではナチズムを肯定する本は出版禁止だと法で定めているということだから、それと同じことがやれるはずだと思います。

ただ図書館に関しては、一度買ったからには廃棄すべきではありません。といって開架におくのも望ましくない。誰かが「人間には愚行権もある」と言っていて、なるほどと思ったことがあります。こうした「人間の愚行権」にあたるようなもの

は、図書館の書庫にひっそり保存するのが妥当な処置と言うべきではないでしょうか。

異議申立の仕方とリクエスト

子供の保護・子供の権利

服部仁（よくする会）

図書館が書庫保存を決めたと聞いて、始めは支持していたのですが、最近は考えなおしています。利用者にとって、開架と閉架ではまったく意味が違うからです。書庫に入っても検索できるからいいじゃないか、と言われますが、利用者用コンピュータで自分のさがしている本にたどり着くのは本当に大変で、書架を見て歩く方がよほどいい場合が多いのです。静岡市はやっぱり開架に置くべきです。

今回の件では、市民の要求の出方が問題です。一利用者として申し出るならば、異議申立権は認めていいのですが、カスパルのように団体で抗議するとなると、今のマスコミのお粗末さに格好の場を提供することになるだけだと思います。一人一人の利用者がそれぞれ、市民としてもっと要求を出していくのがよりよいやり方ではないでしょうか。

政党の機関誌がないというお話ですが、東京・神奈川あたりの図書館には揃っているはずです。新聞については、富士市の図書館には全部あ

ります。静岡市の政党は呑気ですね。もっと図書館を利用することを考えればいいのに。

山本 富士市の場合は、政党の新聞はすべて予算要求して購入しています。寄贈だとばらつきが出たりして、トラブルのもとになりますから。

木内 もっとみんなリクエストをすればいいんですよ。利用者が図書館にだす要求は、結局資料提供という形になるんですから。

それから、高校生がこの本を読んで買春をしたらどうするのか、といった意見がありますが、本目にふれさせないという保護の対象になるのは九才までだと思います。評価を下すのは、本を与える人ではなく、読者個人であると思います。それによっておこす行動の責任は、本にあるのではなくてあくまで読者になると思います。ティーンになれば性行動が可能なのだから、責任も本人が負うべきでしょう。

さくまのりよし（よくする会）

そう、悪書を読む権利だって子供はある。子供が読むからと、選書へ教育的配慮をいれるのはおかしいと思います。子供だからといって、本を選ぶという権利を奪ってはならないでしょう。

ところで異議申立てとか抗議とかは、する方にも資格とか責任とかが

問われると思うのですが。ちゃんと問題の本を読んで抗議しているのか、疑問なところがあるのです。

金 それはもちろん、抗議する以上はきちんと読み、論理整合性のある議論を展開しなければいけません。でないと、抗議しないより悪い結果になってしまいます。粗雑な抗議ならしない方がましです。

本の評価は社会情勢によっても変わるので、出版された時には問題にされなかったのに、何かのきっかけでバッシングの対象になることもあります。静岡市もここまで話題になった本を入れるのなら、そこまで考慮すべきでしょう。そうしたというなら整合性がでてきます。

それから、この本が内容的に問題なのは性描写があるからではない、ガイドブックだからです。性問題として見れば幼すぎて議論の対象になりません。

もう一点、こういうものは一つ前例が出ると免疫になる、という問題があります。当たり前になってしまうのです。

ふたたび開架と閉書の問題

本の選定・図書館の対応

辻森尚仁（大学生）

学生として図書館を利用する立場から発言します。

この本に関して我々は、マスコミから得る情報で評価を下す傾向があり、本自体は読んでいないので、どうしてもその情報へと傾斜せざるを得ません。各自が自分で読んで判断すべきことなのですが、マスコミの影響からか本屋にはもう置かれていないし、図書館を利用するしかないのです。でも、書庫に入っているのを借りるには抵抗があります。手続きが面倒だし、題名が題名なので恥ずかしくて職員に言いにくい。レポートの資料に使うんです、と言い訳するのもおかしいし。

市民の問題意識を喚起する意味でも、図書館はむしろ積極的に開架に置くべきです。なぜなら、現状ではこの本に関する市民の考えを図書館が想定し、それを加味するという不自然な価値判断がなされているからです。紛失が心配なら一冊書庫に置いてもう一冊を開架に出せばいいでしょう。複数あっていいと思います。こうした処置は、将来のためにも決してマイナスにはならないと思います。

○（大学生）

選書会議の選定は、いわば良識での判断になるのでしょうか。選定についてそれ以上の規定はできないと思います。だから、こうした問題に関しては、図書館を信頼した方がいいのではないかでしょうか。

金 図書館が今回の問題をあいまいにやりすごしてしまうと、次に似たような問題が起こった時には、ただ逃げるしか方法がなくなります。そしてそれが事例になってしまふから恐い。またこの手の本を要注意だとして避けつづければ、言論・出版の自由が侵されかねません。

静岡県内図書館の反応

出版問題としての資料評価

U. B. (図書館職員)

この件に関しては、静岡県図書館協会の会合でも話が出ているようです。しかし残念ながら館長さんの間では、『行政は目立たない方がいい』『新聞ダネになるのはマイナス』というレベルで受け取られる傾向が強い、と聞いています。

「タイ買春読本」には、初版・改訂版・全面改訂版の三種類あって、全部ちがうのに、新聞報道される際にはどの版なのかが書かれていないので、問題が混乱してしまいます。静岡市が持っている全面改訂版は、買春問題ではなくて出版問題の資料だと捉えるのが妥当でしょう。

図書館にある本は資料なのであって、資料として読む態度が図書館利用者に定着すれば、問題は起らなくなると思います。そして、図書館がなにをやっているかを市民に知らせるのがこうした事件ではなにより

大切で、そうした公開性によって市民の信頼を獲得していくことができるのです。静岡市が資料収集基準を公開したことは、その点で立派だったと思います。

さらに開架と閉架の問題

図書館に予防措置は必要か

鈴木恵 (大学生)

開架と閉架についてですが、開架にすると危険も多いと思います。興味本位に読まれて、時には悪用されてしまうからです。でも、偶然手にとって、ひどいと思ったり問題意識を持つ可能性もでてくるでしょう。一方閉架にいれてしまうと、予備知識を持っている人しか利用しない訳で、安全だけれど保守的な方法だと言えます。悪用もされないけれど、偶然によって新しい可能性が開けることもないからです。

この点で、開架か閉架かということは、知る権利の問題や、図書館が知る権利を守ることの問題に関わってくるのだと思います。

権利には責任が付随するのですから、「悪用しない」という責任を持つない人に、「知る権利」を主張する資格はありません。そういう意味で、図書館は蔵書の無責任な悪用とそれが及ぼす悪影響に対して、予防的な対応はとらないのでしょうか。とってはいけないのでしょうか。

木内 そうした「予防する」という方法は、時に大きな危険が伴うと思います。何が何に対して何を予防しようとしているのかを考えないと、言論の統制・思想の統制につながることがあるからです。

M. S. (図書館職員)

図書館は購入したものは提供するのが大原則です。本を選ぶのも、予防すべきかとか何が予防かとかを考えるのも、図書館職員のプロとしての仕事だと思います。

ところで、大学図書館には多分この本は入っていないのだろうが、学生がレポートのために必要だといってリクエストしたらどうするのか、興味があります。協力貸出を利用するのでしょうか。

市民運動のバランスと信頼性

図書館の自由に沿った運動を

金 私はいま広報磐田に人権コラムを連載しています。好評で3年続いているのですが、これを書くのには本当に神経を使います。もし広報でちょっとでもバランスを失したことを書いたら、県内の広報に人権に関するコラムは載らなくなってしまうからです。こうした自主規制をしない、考えないならば、ペンは暴力になることもあることを自覚しなければなりません。

しかし3年も続けば、一度くらい失敗したとしても多少見過ごしてもらえる程度の信頼が得られたと思います。半年位ではそうならないでしょう。

市民運動も同じだと思います。

佐久間 選書についてですが、司書であっても間違えることはあるでしょう。だから選書について抗議する事はかまわないと思います。ただその抗議の仕方が、廃棄しろとか閲覧を禁止しろとかいう方向で行われることがまずいのです。情報を削除したり制限したりする方向でなくて、付け加えてふやしていく方向でバランスをとっていくことを考えるべきではないでしょうか。多様な意見を幅広く収集する、という図書館の自由の原則に沿った抗議運動がいくらでも可能なはずです。

シンポジウム感想

感想

加藤一夫（静岡市の図書館をよくする会）

時間が足りないので発言は控えました
が、あの席で、私は次の二つのこと
を考えておりました。

（1）

性の問題を扱った本にはナーヴァスに
なりがちですが、他の分野の本につい
ても、利用者はそれぞれにいろいろな
評価をしているものです。

たとえば、アダム・スミスをきちんと
勉強してはいないくせに経済（学）
の本を書く人が結構いまして、私は、
そういう人たちの本はレベルが低くて、
したがって「悪書」だと思っておりま
す。でも、嬉しいことに図書館には、
そういう「悪書」と並んで、スミスを
十分に理解したうえで書かれた「良書」
もいくつかあるのです。さら嬉しい
いことに、「良書」Aと「良書」Bと
が問題によっては意見が違っていて、
「良書」どうしが同じ書架でにらめっ
こをしているのです。

図書館というところは楽しいところ
ですね。

（2）

学習会に参加された方のお一人が、
4月13日付の「朝日」の夕刊を持っ
ておられました。

その第一面の左上には、ミャンマー
の少女ミーチャのカラー写真が載って

います。この時期には、普天間の返還
の見返りに安保を強化するということ
で、その仕上げにアメリカの大統領が
間もなく来日することになっていまし
た。だから、この「来日」とアジアで
売春を強いられている少女たちの問題
とは、関連があるのではないかと思っ
た読者が、かなりいたはずです。

『タイ買春読本』論議をきっかけと
して、私たち日本人はさまざまな問題
をもっと広い視野で考えなくてはなら
ないと思います。かわいそうなミーチ
ャのためにも。

疑問点ふたつ

服部仁（静岡市の図書館をよくする会）

シンポジウムのなかで、リクエストあるいはレファレンスの機能と、この問題がどうかかわっていくのかという議論がなかったと思います。『図書館ハンドブック』には、要求された資料は必ず提供することを前提とする制度が、予約サービス、と記されています。また予約図書の提供とともに、購入ないしは相互貸借によって応じるリクエスト・サービスが含まれる、とも記されています。もある図書館にこの資料のリクエストがあった場合、その館はどう対応するのでしょうか。つまりリクエストと相互貸借制度を前提にすると、今回の問題は、この資料がどこの図書館に在るとかないとかいうことではなくなってしまうのです。ネットワーク化された図書館では、どこか一館で起こったことはそのまま、すべての図書館の問題となるのではないかでしょうか。

この本をBMにおくことには全く反対します。BM機能のなかに、図書館が積極的にセールスしているショーウィンドウの部分があると思います。とりわけこどもたちのための性格が強いはずです。一とするとBMにおく資料とは思えません。BMの選書は、また別の基準で行われているのではないかと思いますが…。余談として記しますが、東京ブリヂストン美術館・特

別展でロートレックでさえ〔みだらな〕と攻撃されたと知りました。マイヨール「欲望」、売春婦を描いた黒田清照「ブレハの少女」もみました。あのシンポジウムはそんな形の〔性〕との議論の場ではなかったのに、なにやらばくぜんとした〔性のタブー〕を前提とした話になった面がありました。ことは性の侵略性なのです。会の中で、東南アジアの児童買春についての新聞記事に憤りを覚える旨の発言がありましたが、私もまったくその通りです。“売春”はタイ・フィリピン・ベトナムでも深刻です。

その認識を育て、“貧困”について考える力をもつことができるのは、図書館に自由があればこそです。〔知る権利〕の保障と責任こそ、どれほどに大切か。この本が少年たちに影響をあたえると話題になりましたが、人間は知性を持っているはずです。そのことに希望をもてる状態をどうやって作りだすか。図書館こそがその根幹だと思っていますから、私は「タイ買春読本」がある図書館が好きです。

全体として大変興味深い会でした。もっと長時間語りあいたいおもいがいっぱいです。学生の方の開架とプライバシーの“感情”についてなど、印象に残っています。

公立図書館の選書会議の権限と市民の異議申立てについて

今回の問題は図書館に選書とそれに対する異議の申し立てについてのルールが決まっていれば発生しても大きな問題に発展しなかったと思います。図書館は資料費に制限がある以上発行されたすべての書籍を購入出来ないので、一定の基準に基づき購入図書の選書を行うことは当然でありますから、以下のような項目をルールとして決めておくのはいかがでしょうか。

- (1) 図書館において選書の実務と権限を有するのは司書であり、司書はその権限の裏付けとしての選書の理念を明確に持たねばならない。
- (2) 選書の理念は、その図書館の選書方針を踏まえ市民に対していつでも明確に提示出来るものでなければならない。
- (3) 司書は選書会議において取り上げられた書籍の購入の是非については結果の責任を負うものである。そのために是非の理由を明確にし、それを記録していつでも公開出来なければならない。
- (4) 選書の基準は公平かつ健全な社会の構成を目的としたものであること。
- (5) 市民はリクエストによって書籍の購入希望を表すことが出来るが、購入済みの書籍に関して異議の申し立てをする権利を保有する。
- (6) 異議の申し立てに対して図書館は、選書会議で審議されて購入したものかどうか、又、その選書会議の選定理由を回答する。
- (7) 理由に納得せず、更に除籍などの要求がされた場合図書館は新たにそのための検討の場（第2次選書会議）を設け審議する。その時当該書籍は十分に内容の検討を行い、白紙から検討し直す。
- (8) その会議の構成メンバーは司書に限定せず、第3者的市民代表を入れることなどにより結果にたいして出来るだけ、公共性、公平性を持たせることが望ましい。
- (9) 以上の第2次選書会議の結果を申し立者に文書で報告し、記録を保全する。

以上

図書館を良くする会

長谷川正吾

一市民の感想

桑原敬治（清水文学会会員）

この数年、図書館には再三お世話になっている。そして静岡市立中央図書館の雰囲気に一市民として好感を持っていたのである。

「静岡市の図書館をよくする会」が四月十五日に発行している「『タイ買春読本』問題資料集」入手したのは数日前、熟読して〈そうだったのか〉とも思い、〈ここでもまた〉という危機意識も抱いたのである。

静岡市立図書館は公共性を問われたのである。そして「『タイ買春読本全面改定版』購入経過と、図書館の考え方」に示されているのは、市立図書館、が民主的に運営されていることでありとりわけ『タイ買春読本』（全面改定版）の購入は、多年にわたるラジカルな資料収集——『ちびくろさんぽ』

『長崎市長への7300通の手紙』『マザコン少年の末路』等、出版に関して異議申立てのあった資料についての関連資料の収集——の方針を継承して自覚的に行われていたことである。

市民団体の活動には、関心もあるし期待もしている。それは具体的な事象にコミットすることによって、体制の矛盾が明らかになり、個々人が克己をなし遂げていくことができると考えられるからである。カスバルやFASに

参加している人々に敬意をもっているのは言うまでもない。しかし小冊子に収録されている発言に限定すると、二、三もう少し冷静に考察してほしい問題もあるように思われる所以である。その一つは、マスコミに対する評価についてである。問題点を市民に知らせるにはマスコミの力を借りるのが手っ取り早い。『タイ買春読本』を絶版に追い込んだ過程でも、マスコミの影響力があったに相違ない。だが、図書館への異議申立てに関する諸新聞の報道は、一見公正なようでも〈図書館に買春読本は…〉（「毎日新聞」）といったように、おのずと体質は現れていて、図書館側が提示している自由や権利を抑圧する見解が読み取れてしまうのである。

二つ目は、カスバルの図書館長宛文書の中に記されている、「図書館協議会」において見識者のかたがたの意見を聴いて再度検討してほしいといった発想についてである。ここには社会の良識への信頼感がうかがえるが、反面、現実社会の実態に対する安易な姿勢を指摘せざるを得ないのである。

その三は、「収集はむしろ『英断』といってよい。しかし問題はその判断である」という発言（「タイ買春訴訟

に関する意見書」)に集約されている、収蔵したことにたいするやゆと白眼視についてである。ここには——『売春の社会史』(筑摩書房)から章句を借りると——「主要な社会制度の一つ」である売春については「非難はするが黙認もする」「議論に持ち出さなければ存在しないも同然」という、社会規範への追随が感じられるのだが、それが低劣なもの——好色な興味をそそるとするもの——であっても、あるがままの姿と取り組まなければ事態は進展しないのは明らかであろう。

論争の要点(この問題の要点)は、権力側が市民団体の要求を頑迷に拒否しているところにあるのではない。逆に、善意ではあっても短絡的な廃棄要求という市民団体からの挑戦によって、長年にわたる職員の努力や市民の協力によって培われてきた、市立図書館の自由な姿勢の存立が問われたのである。

〈そうだったのか〉とは、県立図書館との比較に過ぎないが、収集されている書籍・蔵書の整理・利用者数・利用者と職員の応答等、県立図書館との大きな隔たりを感じていて、その理由が了解できたからであり、〈ここでもまた〉というのは、ヒューマニティを欠いているナショナリズム権力の意向の浸透を止めかねている今日、静岡市立図書館が保持している自由な姿勢は微妙な均衡のうえに屹立しているものと思われて、このような挑戦をきっかけにして浸食されて行く危険を感じたからである。

シンポジウムでの発言訂正と付け加え

M. N. (友の会)

冒頭に佐久間さんのあげた問題点に沿って書いてみます。

第一、資料的価値について。初版は図書館で購入するに値しない本です。しかし資料として求めた「全面改定版」を廃棄・除籍することには反対です。それは図書館の自殺です。

第二、保存について。どのような形で保存するか？閉架書架なり資料室が適当だと思います。但しその理由は、席上で私が発言した「愚行権云々」ではありません。あの時、「愚行権」というのを聞いたことがあります。買春も愚行の一つだから閉架に」と言いましたが、撤回します。誤りでした。なぜなら仮に「愚行権」なるものがあるにせよ、それには「他人の権利侵さないこと」が前提になければなりません。ところが「タイ買春読本」は女性の権利侵害するものであり、どんな理屈をつけても人間の権利の一つであるとは認めることができません。更に言えばこれは「強者による弱者の人権侵害」本です。「弱者による強者の人権侵害本」なら開架で結構ですが、その反対であるこんな代物を開架に置くべきとは思いません。

第三、資料収集について。先日の新聞に、タイの売買春についてのN P Oだったかの報告書の出版案内が出てい

ました。また朝日新聞にも囲み記事として連載がありました。探せばいくらでもあると思いますが、これらの資料を最大限収集したらどうでしょう。この案内書の背後にある客観的事実を知らせるためにです。

第四、図書館の自由を主張した時の責任について。第三に書いた方法は図書館人としての責任の取り方の一つになると思います（私は図書館人ではありません）。が、更には市民の立場からこの本の絶版に賛成・協力したいのです。この著者にも出版社にも「出版の自由」を叫ぶ資格はありません。「自由」は権利の侵害をなくすために必要ですから。彼らにあるのは金儲けの自由と安易なアーネーだけです。

その他の一。Y. K. さんとは、除籍反対の結論では一致しますが、「ティーンになれば性行動が可能なのだから、責任も自分で負うべきでしょう」という発言には、違和感があります。「読んでいい。彼ら自身が責任を持つべきだ。親に責任はない」という意味にとれますますが、未成年者に、この性情報の洪水の中で、完全な判断力や責任を期待するのは誤りではないでしょうか。とすれば、親はそれなりの読む制限を加えるべきだと思います。大人に対しても同様です。弱者の権利侵害

は許されないからです。

この社会には絶対的自由ではなく、相対的自由しかありません。理想として、観念として「表現の自由」を叫ぶのは当然ですが、社会との関係を考慮しない観念的な「自由」の適用は、自由の意味を失わせ、タイの女性を「不自由」にします。

その他の二。静岡市立図書館でこの問題の見解を出した時に、一般の市民は「選書方針」「選書基準」を読んだと思います。一方私たちのまちの図書館では、「選書方針は見せるがコピーは不可」「選書基準は見せない」との方針です。これでは今度のような問題がおきた時、困るのは図書館です。何よりも、これは市民に秘密にすべきものではなく、公開しなければならないものだと思います。自立した個人と開かれた民主社会をつくる「さきがけ」を図書館に期待しておりましたので、館長のこの言葉には驚きました。また、別の館では、「選書に関する条例は全国一律で、六法全書にある」と言われました。

皆様の図書館ではいかがでしょうか。非公開でしょうか。理由はなんでしょうか。お教えください。

つけたしその1 数年前ボンベイの行った時のこと。海岸の薄暗い、寒い部屋でインド人の少女たちが海老の甲羅を剥いていました。日本向けの輸出用缶詰つくりです。みんな裸足で、青い顔。痩せて寒さ（海老が腐らないように冷房中）に震えていました。以後、海老を食う気になりません。経済のことはわかりませんが彼女たちが弱者で

あること、私たちが強者であることは十分に知りました。日本人が嫌になりました。そこへこの本です。常々の「資料室はいらない、開かれた資料コーナーを」という自分とは矛盾ることは分かっています。が、どうしてもこの本を開架部分の置く気持ちにはなれません。面白半分にタイの少女たちを食い物にすること、そのためのガイドブックも許せないです。ある種の日本人の、理性とか判断力を信用できないのです。閉架へ置け、絶版せよ、となるのです。

その2 名簿図書館というのに同じ頃行きました。当人が知ったら怒るような個人情報が図書館の名目で置かれています。いわゆる被差別部落の情報の有無を尋ねると「判らない」とのことでしたが、多分あるでしょう。こういう図書館の存在を図書館人は、読み手の判断力を信じて認めているのでしょうか。私はどうも認めることができません。またこういう図書館が繁盛しているのを見て、判断力や理性の普遍性の疑いを持つのです。そこで先ほど通り、閉架だ、絶版だ、となります。

要するに日本人がタイ人に対して強者であること、人間理性に全幅の信頼を置けないこと、これがわたくしの発言の基礎にあるようです。さらに言えば私が図書館関係者でなく、社会人であることも大きいのではないかと思います。

「タイ買春読本」問題シンポジウムに 参加して

青島常磐（浜松市立積志図書館）

発言が時間的関係もあり、意をつくせなかったので、以下に改めて私見を述べます。

①「タイ買春読本」全面改定版の資料的価値について。

内容的にはルポルタージュとしては評価できる代物ではなくて、女性の人権の否定の上になりたつ悪趣味な読み物としか思えません。

しかしこの読み物が市民団体の出版中止要求にあい、出版社が市民の抗議の声を（かなりねじまげた形ではあるが）若干の資料として載せたり、また内容の一部を修正したりして出版したこと、資料的価値が見いだせます。日本の出版業界の現状を考える一つの研究材料だと考えます。私の職場でも、選書会議でそう話しましたが、結果的に購入に至りませんでした。

②図書館での購入について。

こうした研究用の資料は、どこの公共図書館でも必要だとは思いません。予算は限られていますので、図書館間の相互協力で利用できれば事足りることです。県内なら、県立中央図書館が

持っていれば一番助かります。

しかし静岡県立は、滋賀県立などと異なり、市町村で買いにくい物を引き受けてくれる姿勢は、今のところありません。ですので、他の県内の大きな館、静岡・沼津・浜松などが引き受けらるかどうかが問題になります。静岡がこの資料を購入して提供できるようにしたことは、同業者としてはありがたいことです。ただし、研究資料ということを明確にすべきであったと考えます。そして提供の方法も。

③配架について。

研究資料とすれば、閉架書庫で良いと思います。開架スペースには、多くの人々の要求にあった、新鮮な資料を第一に配架すべきです。研究用資料は利用者から要求があった時に、さっと提供できれば十分です。

ただここで問題になるのは、利用者が要求を図書館員に気軽にぶつけられるかということです。プライバシー保護への安心感や、話しかけやすい雰囲気、資料案内への力の期待など、日頃から利用者から信頼される関係を図書館側がつくる努力をしているかどうか

です。それと同時に、利用者が図書館を、単に読書を楽しむためだけではなくて、必要な資料を収集してみずから思索を深め、課題を解決していくシステムとして活用していくける態度がもてるかどうかです。

静岡市立中央図書館の場合、残念なのは、返却本の配架を利用者が行っていることです。これが利用者と職員の間に距離を作りだし、利用者の資料案内や予約の伸びを押さえていると思います。この人員不足は何とかならないでしょうか。本当に残念です。

④市民運動について

今回の「タイ買春読本」の静岡市立中央図書館への、市民団体カスパルからの廃棄要求に対して、「図書館をよくする会」が「図書館の自由」を守る立場から、静岡市立中央図書館の姿勢を支持して行動されたことを、公共図書館職員の一人として、大変心強く思います。

ただ気にかかる点もあります。「蔵書の廃棄はすべきでない」という、図書館運動に取り組んでこられた方々らしい理解ある対応が先行して、住民である利用者ひとりひとりがこの資料をどう思ったか、というところの話が弱かったと思います。

この本はルポルタージュではなくて買春ガイドです。ただ、①で述べたように、日本の一つの出版社が市民団体の抗議を受けて、弁解に弁解を重ねながらも出版を続けようとしたガイドで、1995年の日本を考える歴史資料です。資料的価値では、静岡市立中央図書館

は、見解が対立して論争になった資料として収集したようですが、そのところは意見が異なります。「タイ買春読本」自体は、買春肯定論争をふっかけるだけの内容は見当たりません。対立する意見のある場合は公平な資料収集を行うのが公立図書館の努めですが、その種のものとは思われません。単なる現代日本を考える歴史資料の一つです。これを蔵書とするのは、千葉経済大図書館の黒崎さんの言われたとおり、「大英断」かもしれません。

買春ガイドのような人権否定の出版物を開架書架に置き、なんの予備知識もない不特定の住民の目にさらすのは、「図書館の自由」とは言えないと考えます。公立図書館は、基本的人権の一つである学習権を保障するシステムです。人権を尊重した資料提供の方法が図書館員によって工夫されるべきです。図書館運動の理念にのみよりかかることなく、目の前の資料と図書館職員の姿と行政の現状を検証する中で、率直な発言をされてもよろしいのでは。少々ものわかりがよすぎる点が気になりました。

⑤図書館の選書と図書館員について

私の館での選書会議で話題になった前川恒雄さんの「全国公共図書館整理部門研究会」での講演（県立中央図書館の「協力車だより」創刊号より）について書きます。選択論の三原則①市民のお金を使い②市民のために③市民に代わって図書館員が選ぶということ自体、矛盾をはらむものであるが、これらを結びつけるのが図書館員の力量

だと、前川さんは話されたようです。市民の要求に応え、さらにその要求を高めるための職員による選書の分と、市民のリクエストに対応した選書の分とが、図書館での購入資料です。前者は、市民の利用状況をふまえた職員による資料の内容評価に重点がおかれ、後者は公共的機関としての対応範囲の中で、許容されうる限り要求に応えることに重点が置かれます。個々の資料についての対応で、利用者と図書館員とでは意見が一致しない場合も出てきますが、市民の学習権の公的保障という図書館の役割をはたすために、自館の蔵書として対応できない場合には、他の図書館から借りるなど種々の努力が職員に必要になります。また、それにも増して、市民と図書館がコミュニケーションを深める努力が必要となります。図書館員の力量の必要性を述べる前川さんの話は、重たいものがあります。

「選書しなかった本は廃棄したのと同じ」という意見がありますが、図書館員自身による選書はそんなゴリッパなものだとは思いません。資料案内や読書相談での市民要求の中で、蔵書の欠けた部分がわかつたら補充すればよいし、リクエストしてもらって購入にまわせばよいはずです。図書館員として、市民要求に気を配っていれば、そういう意見には惑わされなくとも良いでしょう。また、本を探すとき利用者用端末を使って見つけるのは大変だから、開架に置くべきという発言がありました。図書館員に相談すれば、書架から出してきてくれたり、予約の手

続きをしてくれるといった、資料案内業務が本来なされるはずです。昨年来の公共図書館の現場での議論は、資料案内をどう強めるかということに終始しています。もちろんプライバシー保護を徹底するという議論が同時にについてまわっていますが。

⑥終わりに

長々と書いてきましたので、この辺でやめておきます。何だか自分の館の保守的状況（静岡のように図書館の市民運動はなく、もっぱら職員間の自閉的な議論にあけくれている状況）を棚にあげて、カッコよく書きすぎたようです。市民の学習権と人権・選書とリクエスト・資料案内とコンピュータ・開架と閉架、いろいろなことを考えさせてくれたこのシンポジウムに感謝しております。図書館職員の間で業務についての討議をする必要も、痛感いたしました。まだシンポジウムの議論は未完のようです。機会があったら続きを話し合いたいものです。

「引き算の論理」から「足し算の論理」へ

豊田高広（静岡市立中央図書館）

先日の「タイ買春読本」問題シンポジウムは、この問題の一方の当事者、静岡市立中央図書館の職員である私にとっても、たいへん勉強になった。個人的な感想を、ということなので、考えたことを述べさせていただきたい。

図書館は市民の「知る自由」を保障する機関だ。出版という形で公にされた、あらゆる情報や知識へのアクセスを保障する窓口として、公共図書館はある。しかし、市民の税金で資料を購入している以上、選書の適否について市民からのクレームも持ち込まれる。タブーの数だけ、選書にあたる私達、図書館員の心配の種も存在する。私達は、限られた予算の中で、市民の要求と、蔵書としての価値を秤にかけながら選書を行っている。そこでは、当然図書館職員による資料の評価が行われている。買わなかった本は、あらかじめ廃棄されているに等しいではないかという理屈も成り立つ。だから、ある資料の廃棄を求められた場合、「資料の廃棄は、知る自由の規制につながる」という一般論だけでは、答えたことにならない。なぜ、あまたの出版物の中から、この資料を選んだのか、という説明が求められる。それは、しばしば、とても難しい。「タイ買春読本」の場

合、購入した時点で、絶版をめぐる論争の経緯が掲載された唯一の単行本であり、比較的、説明しやすい事例だったが、毎年、数万点の図書を購入している以上、絶対誤謬の無いことを主張するのは、誠実とはいえないだろう。

だが、図書館員の倫理は、焚書坑儒の歴史への反省によって支えられるべきだと考える私には、いったん購入した本を、圧力に屈して廃棄することは到底、認められない。では、どうしたらよいか。こうした要求があった場合「ご要望のとおり廃棄します」と答える代わりに、「廃棄はできませんが、あなたと同じ意見を掲載した資料を、リクエストしてください。」と提案したい。買わなかった本も、市民のリクエストがあれば、収書の対象となる可能性が開かれる。図書館の資料収集の公正さは、「廃棄」という引き算の論理ではなく、廃棄を要求する言論そのものも収集の対象に加える、足し算の論理で守られるべきものだ、と私は信じる。もちろん、廃棄を要求する市民が社会的な少数派である場合、その意見が出版されていないこともあります。手書きのパンフレットでも、収書の対象になり得るが、予想外の問題も含まれているかもしれない。だが原則はそういうことではないか。

「言論の自由」は他のすべての 人権の基礎なのです

さくまのりよし（作詞業）

「言論の自由は他の権利に絶対的に優越する」、という自由社会の基本概念をまず確認させてください。もちろん、言論も言論の自由も無害ではありません。しかし、言論の害より公的検閲がのさばることの害の方があきらかに大きく、かつ検閲という制度が一つ許せばやがて全体におよぶ性質を有するため、この原則があるわけです。したがって、「無害でない」とか「害がある」とかいう理由で言論に干渉するのは、全くの間違いです。

① 「言論の自由」は、人権の一種ではなく、戦争等の悪政防止を目的とする公的制度であるということ。

そもそも言論の、もっとも重要な機能は、「権力の横暴を牽制する」ことです。ドイツやイタリアのファシスト政権下や日本の戦前戦中の大政翼賛制度のもとでは、強烈な国家検閲によってマスコミがまったく機能せず、隣組制度や密告制度のせいで口コミさえ機能しなくなりました。この結果、国民は偏った情報だけから開戦を選択ないし支持したうえ、負け戦を「勝利の

連続」と錯覚し、継戦を主張しました。

敗戦後、日本の言論人とGHQ左派は、ある時は手を携え、ある時は争いながらも、「国家検閲の廃止」を主要な柱とする「言論の自由」という制度を確立しました。※『「言論の自由」は、単なる権利や人権ではありません。無用な戦争を事前に防止するための制度ないし装置なのです。』

② 公開言論の法的無責任の原則とその功罪

しかし、いくら国家検閲をなくしても、言論の内容によって、簡単に刑事罰を受けるようでは、自由な言論活動はできません。そこで、たとえ「人を殺せ！殺人は正義だ！」と主張したとしても、主張しただけでは罰せられない、という原則もあわせて採用されました。本や放送メディアでたとえ暴力革命を主張したとしてけも、それは犯罪ではありません。その本や放送に直接影響されて暴動や殺人が起こっても著者や出版社が起訴されたり、罰せられたり、出版等が禁止になったりはしません。たとえば殺人教唆罪は、特

定の人が特定の人に対して、いつ、どこで、何を、どうしろ、と、具体的な指図を、客観的にみて教唆が成立するような「関係の構図」～たとえば組織の幹部と部下の関係～の中でしたのでなければ、成立しません。

「その内容の是非にかかわらず、一般的にある主張をしただけで罰せられてはならない。」これはとても大事な原則です。殺人や暴力革命を推奨する言論でさえ、このように遇するのですから、売買春のガイドブック程度のもので、絶版要求やらなにやらをするのは、完全にやりすぎです。まして図書館への廃棄要求など、言語道断と言えましょう。

現在、明白な誤報や、故意にする中傷については、名誉棄損罪での告発が可能で、書かれた（放送された）方が勝訴すると、謝罪広告や金銭賠償がなされていますが、あくまでこれは例外的な救済措置で、本来はこんな制限もない方が望ましいと私は考えています。

ある分野で、「自由」を原則としたら、行政機関や裁判所は一切介入すべきではありません。やられたらやりかえす自由が、書かれた（放送された）方にも保証されているのですから、法的にはそれで十分なはずです。

③ 「反論権」を経済的にどう保証するのか？

法的には②のとおり、だれでも自由に反論する権利が現在保証されています。しかし、法的保証というのは、「やっても罰則はないよ」ということで

あって、本を出す費用をたて替えてくれたり、テレビ放送の出演枠を買って与えてくれるわけではありません。ある種の少数派の人々が言論の自由を「自分にある大事な権利」と自覚できないでいるのは、今の放送・出版のメジャーな部分に自分たちの味方が登場する機会が少ないからです。もちろん民放各社や出版社は、採算がとれないことをしていては潰れてしまいますが、一社単独で「反論権」を保証することは困難です。私は、「反論保証保険機構」的なものをつくって、毎月、放送・出版等に一定のスペースを確保して、反論権者に廉価（原価）または無料（経済的貧窮乏者のみ）で提供するシステムを提案します。

これをおこなえば、言論活動にたいする、絶版とか掲載差し止め等の要求は、その根拠をなくします。言論は言論どうして淘汰しあえばよいのですから。そのための費用とおもえば、安いものです。かつここまで言論の多様性を保証してしまえば、「国論が一致」することなどあり得なくなりますので、戦争の防止に大いに役立ちます。

④ 日本の国民ないし市民は、なぜ言論の自由への侵犯に鈍感なのか？

アメリカでは、最近インター・ネット上にポルノ的情報を流すことを禁止する法案が成立しましたが、ただちに全米の各界から「言論統制である」として激しい反対運動がまきおこり、各地の裁判所が違憲判決を出しています。

(インターネットは情報伝達の速度が早すぎて、検閲は実際には不可能です。未成年のアクセスが困難になるような機械的工夫が代案として有力視されています。) また、女性解放運動の一部が、セクハラ追放や「ポルノは女性に対する人権侵害」という主張を掲げて、法律や行政権力の発動をうながしましたが、これには女性解放運動の内部から強力な反対意見が出て、現在ほとんど真っ二つに割れて対立しています。イギリスで成立したポルノ規制法が、実際には警察による同性愛者弾圧だけに利用されて大不評だったことが大きく影響しています。

たとえ「人権」を守るためであっても、言論や言論機関への外部からの介入を促すような「運動」は、結局少数派の言論を真先に潰したい「権力」に利用されるだけだ、という不变の法則がまたも立証されました。「タイ買春読本」問題が同じ経過をたどることを、私はおそれています。

⑤ それ(④)は、大多数の国民が、言論の自由を実感として享受していないからです。

法制度的には、日本は、「教科書検閲」と「猥褻罪」以外には検閲システムがなく、その意味では「言論の自由先進国」です。

たとえば官庁や企業の職員は、本来「勤務時間内は職務に専念する義務」があるだけで、休み時間や、退社、退庁後の言論はまったく自由のはずです。たとえ軍人・警察官・公安職員といえ

ども、「職務上知りえた秘密」を洩らさなければ、その他の言論は自由にできるはずです。電力会社の職員が原発に反対の投書をしたって、それが勤務時間外に書かれたものであれば、会社には全然無関係のわたくしごとのはずです。

なのに、そんなこと、できませんよね。たとえ役所や会社は知らん顔をしたとしても、同僚や先輩後輩から浮き上がりてしまって、並の神經では勤務を続けることは不可能になりますよね。わが国の大半の職域・地域では、周囲と摩擦を起こし損をする覚悟をしないと、ものが言えない雰囲気がおおいにあります。だからみんな、法律上言論の自由が保証されていても、そんな権利を使用した覚えがなく、この問題に鈍感になるのです。

これはしかし、市民的権利というよりは労働問題ですので、ここでは、「ものが自由に言える職場作り」が、労働組合の義務であることを指摘するに留めます。地域については各自でがんばりましょう。

なお、公務員法・地方公務員法および大企業等の社則等では、たとえ勤務時間外でも、役所や会社の信用を著しく害する行為があった場合には、懲戒免職または解雇を含む処分に該当すると明記されています。いわゆる「信用失墜行為」です。私は、(かなり多くの憲法学者や労組関係者も)ここでいう「行為」には、憲法の建前上、『たんなる言論』は、(たとえどんなひどい言論であっても)該当しない、と考えています。たんなる言説を「行為」

としてしまうと、あらゆる法的責任がただの口先の発言にもかかって来るようになり、言論の自由が存在し得なくなるからです。

しかし実際には、「単なる私的発言」でも、その人の属する官庁や会社の信用を失墜してしまうことが、実際にはよくあります。「信用」は、いろんな理由でなくなるのであり、公務員法～およびその下位の規則である服務規則等～等や、各会社の内規では、たいがい「結果として組織の信用に傷をつければ、理由のいかんを問わず処分する」という意味のことが書いてあります。閣僚が第三世界を蔑視する発言を「オフレコ」や「私的懇談」で行ったことが報道されると、たいがい辞任に追い込まれるのはこのためです。報道されなければ、実際になにがあろうと信用は失墜しないのに、逆に事実と違う報道がされた場合、たとえ無実でも信用は失墜し、訂正記事ぐらいでは一度失った信用を回復することは困難です。そして多くの場合、たとえば同じような交通事故を職員や社員が起こした場合、報道されず、不起訴になればお構いなしで、起訴されたり、新聞記事に実名や肩書が出ると懲戒免職ないし解雇、というのが、常識になっています。公務員法では、「禁固以上の実刑が確定」するまでは解雇されないとになっていますが（身分保証条項）、別の法理である「信用失墜」という概念（処分権限条項）によって、事実上空文化しているわけです。

これは、公務員法や社則を運用する側が、「組織が受けた被害の大きさに

対して公平な」処分を心がけているからです。これを「組織の構成員自身にとって公平な」処分を目指すよう改善しなければ、この制度の面からも大組織に勤める人の言論の自由は大きく制約されざるを得ません。

もちろん、上記のような法・社則運用は憲法違反です。なお、閣僚の発言については、「大臣等の権力者には、一般職員とは違う責任があるので<私的発言>に対しても公的責任をとって当然」という議論があります。しかし、これを認めると、「教師は聖職だから」とか、「公務員は国民の模範となる生活をしなければならない」（だから、夫婦共働きのため夫も洗濯をすることがある、という『異常な、少数派の生活態度』を、公務員宿舎に住む子供達にみせないで欲しい、と、私に向かってマジに要請した課長さんが昔おられました。普段はとても温厚で寛大な人でした。）という説をも認めざるを得なくなるので、私はとりません。

「言論の自由」を、メディアや職業的表現者だけのものから、一般国民・市民に拡大すること。そして少数意見や反論の発表の場を保証すること。そのかわり言論活動への介入・干渉・検閲は一切排除すること。絶版・回収・破棄・放送中止等の措置はいっさい行わないこと。図書館もふくめ、言論界の進むべき道はあきらかです。

最後に、「チビクロサンボ」の絶版問題や富山の県立美術館問題以降、今回のカスパルの問題まで、悪名たかい日

本の「言論圧迫型の市民運動や地方議会の動き」について私見を述べます。

① 本や放送が社会悪を作っているわけではありません。

「本に書かれた」とか、「放送された」というだけで、人権侵害現象が起ころのは、その本や放送が悪いのではなく、たとえば容疑者を犯人扱いしてその子供までいじめるような、社会の差別構造が悪いのです。

「タイ買春読本」についてもまったく同じです。売春はどこの国にもあるのですが、タイの売春が特別悲惨なのは、男女の幼児が「親孝行」とけなげに思い込んで売春に従事し、エイズ等に感染しているからです。

(ところで、カスパルの人たちは「タイ買春読本」が「幼児買春」をそそのかしていると再三主張していましたが、あの本のどこにも幼児売春のことは出てきません。また幼児売春者の写真もいっさい載ってませんが、本当にこの本を最後まで読んだ上で抗議してるんでしょうか?)

幼児売春の原因は地域の貧困と教育の普及の遅れであって、先進国から買に行く人がいることではありません。外国人観光客がはいりこむ前からタイは売春大国だったのです。この世から、悲惨なことを少しでも減らそうと思うなら、冷静に事態を分析して、もっとも有効な対策に力を集中すべきです。この場合は、NGOによるタイ東北部へのオルタナティブな経済及び教育援助こそ急務でしょう。(私は今回の問

題をきっかけに、論敵であるカスパルの小池さんが紹介してくれた援助機関を通して、カンボジアの子の「養育権なき里親」になりました。小池さん、売春問題なんかほっといてこっちのオルグをやる方がずっと人助けだし、結果として幼児売春もずっと減ると思うけどなあ~)

このケースで本や放送に圧力をかけて「自肅」や「絶版」を引き出しても、問題はぜんぜん解決しません。それはただ、そこにあるものを「ある」と指摘しているだけですから。たとえ報道されないことで多少事態が緩和されても、その利益が言論規制の不利益を上回るとは思えません。

② 常識を疑うことのない「運動」は百害あって一利なし。

富山県議会は「皇室は崇拜すべきもの」という常識に、カスパルは「売春は悪で、買春は人権侵害行為だ」という常識にそって行動しています。天皇制に反対の人や、フランスの売春婦労働組合が聞いたら、さぞかし怒ることでしょう。常識は時々とても差別的なのです。

感想（自由と権利、そして 責任と義務について）

木内弥子（静岡おはなしの会）

シンポジウムの時にいただいた「『タイ買春読本』問題資料集」を、帰ってからゆっくり目を通した。この問題の今までの流れが、よくわかった。

この中の「『タイ買春読本全面改訂版』購入経過と、図書館の考え方」を、「図書館の自由に関する宣言」と合せて読めば、静岡市立図書館の問題への対処の仕方が適切であったことを、納得できる。改めて私がここで、なぜ廃棄しないことが正しいのかを述べるまでもない。選書会議で出した結論の理由をよく読めば、それで十分。そして私は、「静岡市の図書館をよくする会」の「声明文」に同意見であり、強い支持を表明する。

それにしても、図書館には「良い本」しかおいてはいけないと想い込んでいる人が、存外にも多いものだと驚いている。図書館と一口にいっても、それには私的な家庭文庫・学校図書館・大学図書館、そして今問題にしている公立図書館・他にも各種の専門の図書館等があり、それぞれ性格付けが異なるものである。家庭文庫なら、その文庫を開いている人が、こういう本こそこどもに読んでもらいたいと願う本だけ並べておいてもかまわない、と私は思っている。しかし、公立図書館とは

そういうものではないはずだ。一般的な良識で“よいもの”だけを並べるのではなく、「国民のあらゆる資料要求にこたえなければならない」のだ。その中には、ある個人・団体にとって認め難い内容の資料も数多く含まれているであろう。言論の自由は、全ての人に等しく与えられているからである。そして、そこにある資料が「どのような思想や主張を持っていようと、それを図書館および図書館員が支持することを意味するものではない」のである。こここのところが、当たり前のことなのにどうもよくわかってもらっていないようである。それらの資料を、どう判断するのか、どう活用するのかは、利用者の側にある。その自由も、そして結果としての責任も。

図書館利用者は、多くの雑多な本（資料）の中から選択し、批評し、自分の見解をまとめあげができるのだ。それが、私にとっての「知る権利」である。すでにある制約を受けたもののなかからしか選択できないとしたら、私は自分の権利を侵害されたと考える。ある本（資料）が、まだ目にふれる前に、他人の判断（それが、たとえどのように良識のある人・団体の正論であっても）恣意的にとり除かれてしまう

としたら、それは利用者に対して無礼である。「この本はいらないと表明する自由」とカスパルは言うが、それは総ての読者が個々人で持つ自由である。ある団体が、総ての利用者にかわって表明することは僭越である。廃棄をせまるというのは、そういうことなのだ。

そのかわり、利用者は「知る権利」を主張するならば、その権利行使して得た見解に基づいて行動した時、その行動の責任は、本人自身が負うべきであると考える。当然である。責任は資料にあるのではなく、図書館にあるのでもない。

ただし、これは義務教育を受けている年齢のこどもには、まだ言えないことである。保護者が必要な子供たちは、選択したり批判したりすることをまだ学習中なのだから。彼らは、学校図書館という場でそれらを身につけるのが一番よい。ところが、その学校図書館が施設のみあって全くといっていい程機能していないのである。学習センターとしての学校図書館には、専任で専門の司書が資料を整え、教師がそれらを駆使して、こどもは情報はうのみにするものではなく自ら選択して学んでいくという習慣をつけるように機能してほしいと切実に願っている。その中で「知る権利」や「読書の自由」を身につけ、権利行使して得た見解と行動には責任を負う義務があることも知りたいってほしい。今は、学校図書館がすることまでも、公立図書館がうけもたなくてはならないという状況になっていると思う。そこで、公立図書館にまで教育的配慮というものが入り

込んできてしまうのではないだろうかと思っている。

どうも“良識ある大人たち”は、こどもたちのことを妙に心配しているような気がする。こどもも結構力量があるものだ。教育的配慮は、読書に制限を加えるという方向であってはならないと、私は思っている。そうではなく、批判的な読書ができるよう導くことが大切であると考える。読む主体は、こどもであっても本人自身であり、その自由は保証されなくてはならない。

ところが、こどもに対してだけでなく、自分以外の大人にまで、いろいろと心配してくれる人も多くいるらしい。廃棄をせまる団体は、どうやらある資料が一定の読み方しかできないと思い込んでいるフシがある。人は、本を批判的にも読むこともできるものである。例えば、今回の場合は「タイ買春読本全面改訂版」であるが、これを読んだ者が「買春がたのしそう。これは便利な本だわい」と全員思うだろうか。そういう人もいれば、私達のように腹を立てる人もたくさんいるのだ。この本の存在自体が、買春の事実と、このようなガイドブックが出てしまう日本の現状と、それに異議申立をする団体があることを（交渉記録で）示しているのだ。廃棄してしまえば、この現実の証拠である一つの資料が失われてしまうことになる。異議申立をすることが悪いのではなく、その権利を用いて出てくる結果に対しても、広い視野から考える責任もあるはずだと思うのである。異議申立する権利は誰にでもある。けれど、主張するからには、他の見解

にも耳を傾け、自らの主張を検討する義務があると私は考える。

この義務を自覚した上で異議申立であれば、図書館の選書に対するチェック機構にもなる可能性もある。司書は神ではなく人間である。知らないうちにあるかたよりが出る場合も生じるかもしれない。予算にも限りがあるし、施設としての空間にも限りがある。その中の選書である。選書会議が絶対であるはずもない。そのために「リクエスト」があり、「異議申立権」があるのだと思う。利用者も責任を自覚しつつ、大いに権利を主張して、司書と一緒に選書に加わればよいのだ。

さて市立図書館は「タイ買春読本全面改訂版」を賢明にも廃棄しなかった。しかし、閉架図書には移したのである。本来ならば、総ての資料は開架で置かれるべきである。しかし、いろいろな理由で閉架図書がある。もちろんレンタレンスしてもらったり、リクエストすれば手もとにはくる。しかし、その面倒を経なくてはならないのだ。

私は、選書会議の出した「廃棄はない、貸出制限や閲覧制限もしない」という結論を、支持している。しかし、「その後館長決裁で書庫保存が付け加えられた」ことに対して否定はしなかった。カスパルが強く主張する「タイの女性の尊厳」に配慮するならば、閲覧制限される場合の「（1）人権またはプライバシーを侵害するもの」とする考え方もとり得るからである。「人権」をふりかざされれば、すぐ及び腰になる風潮の中で、館長は廃棄をせずに、ぎりぎりの判断を下したのだと、

私は館長を評価する。（鹿沼の図書館は、新聞記事によれば「『うっかりしていた』と話し、本が戻り次第廃棄処分を念頭に検討しているという」とある。とんでもないことだが、往々にしてこれが今の日本の普通の反応なのかも知れない。困ったことだ）

閉架図書になったことで、この本を保存され、資料としても生きられるが、閲覧制限はうけることになったのである。カスパルは、このことをどう評価するのだろうか。互いに検討し合うという姿勢が主張するものの義務であると考える私には、カスパルの一方的な「廃棄処分を要求します」一点張りの主張をしながら、今後議論をしないという姿勢は、責任を自覚しているようにはみえない。互いに理解し、運動によりよい結果を模索するためにも、論じ合うことを放棄する態度は望ましいものとは思えないのだが。

ここまで書いてきて、「図書館の自由」の意味が、いかに理解されていないのかと、悲しい思いで感じざるを得ない。

「資料集」に収めてある新聞記事のみだしを見れば、マスコミも基本的な知識がないことを自らさらしている。

「図書館に『買春指南本』」「図書館が『買春本』貸し出し」と、まるで図書館がこの資料の内容を肯定して、市民にさしだしているかのようなみだしである。図書館は、どの資料に対しても肯定も否定もしない。図書館は「思想善導」などはしないのだ。

「図書館の自由に関する宣言」の「4」をあえて書いておく。「わが国に

おいては、図書館が国民の知る自由を保証するのではなく、国民に対する『思想善導』の機関として、国民の知る自由を妨げる役割さえ果たした歴史的事実があることを忘れてはならない。図書館は、この反省の上に、国民の知る自由を守り、ひろげていく責任を果たすことが必要である」

図書館が中立的であるということは、中立的な本ばかり集めるということではなく、いろいろな立場、主張で出版されている資料を、どこにかたよることもなく幅広く網羅して、どういう要求にも資料を提供できるようなすることだと思う。利用者は、言論の自由を主張するなら、他の言論にも自由を認めなくてはならないはずである。

今回のシンポジウムを持つことや、過程を透明に公開する記録を出すということが、「図書館の自由」を主張するものの責任の一つの果たし方であると思う。そして「図書館の自由」を、多くの人に正しく認識してもらう機会のひとつとして、これから「よくする会」が会を設ける時に、会の始めに「図書館の自由に関する宣言」を司会が音読してみるのもいいのでは、と申し上げて、私の感想を終わりにする。

余祿

文中、学校図書館について言及したが、言葉が足りないと思っている。学校図書館についてより理解してほしいという思いと、教育的配慮が“良書”を与えることと等価ではないことを示すために、以下の文を引用させていた

だく。「従来学校図書館は、『良書』』というはなはだ定義のあいまいなものを読ませることとされてきたため、生徒の読みたいものどころか、評価の定まらない新刊本などはほとんど入って来なかった。しかし、学校図書館は良書を読ませる場所ではなく、生徒の自由読書を保証し、よくも悪くも話題になっているもの、さまざまな角度で現代をとらえているもの、そしてもちろん要望に応じて名作とされるものなどを提供する場所である。そこでは、生徒ひとりひとりの個性や人格といったものが尊重され、彼らの価値観や成熟度に応じて彼らの要求する資料が提供されなくてはならない。したがって、それらの資料の評価は彼らに委ねられるものであり、学校図書館がするものではない。いや、学校という場所に図書館があるということの意味は、むしろそういうものを正しく評価できる力を彼らに身につけさせることにこそある。言い換えれば、そういった機会と場所を提供するのが学校図書館なのである。そこは決して一定の価値観や思想を教え込む場所ではないのだ」

出典 「図書館よ、ひらけ！ 授業いきいき学校図書館」
神奈川県高等学校教職員組合図書館教育小委員会編著
公人社

最後に、図書館に廃棄を要求することと、出版社に絶版要求をすることは、本質的にちがうということを蛇足ながら付け加える。誤解のないように。

知る権利はどんな人にも 平等に保証される、 ということ

佐久間美紀子（静岡市の図書館をよくする会）

ぜんたい、本は批判的に読むこともできるのだということを、いったいどのくらいの人が本気で納得しているのだろうか。あるいは、本から影響を受けると言うとき、必ずしもその本の示す方向に影響されるとは限らない、といふことを。教科書を神棚にあげていた時代ではないのである。本はどのようにでも読むことができるし、実際批判や誤解も含めていろいろに読まれている、人間は様々な情報から、予想される通りに、あるいは予想に反して影響を受けることがある、これは自明の事実だと思っていたのだが。

昨年来行われてきた一連の議論の中で一番いらいらさせられたのは、この基本的認識（と勝手に思っていただけらしい…）を、どうしても共通の前提にすることはできなかったことだ。従って残念ながらその先の、〔コレクション〕としての図書館蔵書の資料的価値にまで、議論が進むことはなかった。いろいろな主張が並んだが、なかで最悪だと思えたのは、自分自身批判的

な読みを実行しているのに、それに気づかない、あるいは他者にその可能性を認めようとしない例である。自分（たち）は（特）別だ、だから大丈夫、しかし他の人達は信用ならない、と言うのである。しかも、そうした憶測に基づく選別や処置を図書館にも要求する。図書館が利用者の品性を査定するような処置をとっていいのか、官公庁が住民不信を前提に行政を行うようになったら、いったいどうなるか、ということは不問に付したまま。

開架に置くと知らない人がうっかり読んでしまうからいけない、という意見も多かった。これは判断力も責任能力もないバカが多いと言っているようなもので、開架フロア利用者への差別である。図書館が開架・閉架・資料室などを作っているのは利便と収容のためであって、利用者に等級をつけているのではない。

子どもが読んだら云々の意見もあった。教育的配慮というやつである。しかしもし教育と呼ぶに値するものがあ

るしたら、本を批判的に吟味して読む技術を教えることにこそある、と思うのだが。そして図書館のような、様々な資料が内容的評価の序列なしに並んでいる迷路をさまようことは、それ自体ある種の教育ではないだろうか。

「図書館の自由」は市民の「知る権利」を保証するためにあり、市民が「知る権利」を行使するのは「知的自由」が可能性を開いているからである。

「知的自由」には当然、本を著者（出版社・図書館その他もろもろ）の意に反して読むことが含まれている。「図書館の自由」はその基礎を「知的自由」に置いている。であるからこそ、特定の読みに利用者を誘うラベリングは自由の侵犯なのではないか。それなのに、あらかじめ特定の読みをする（または特定の読みしかできない）と決めてかかるような、利用者へのラベリング、配架スペースへのラベリングが平然と口にされる。図書館ではすべての利用者が、批判も誤解も含めてどのようにでも読む自由を保証されるはずではなかったのか。

自分が望むような読みを万人にしてほしいと願うのはよい。そのために個人として活動するのもよい。だが、図書館に対して読みの多様性を圧殺するような処置を要求するのは、市民の知的自由、内心というプライバシーへの侵犯になると知るべきである。図書館はいつも、読書という私的領域にかかる行為と、図書館という公共空間を

いかに両立させるかに腐心してきた。それはまた戦後日本が、行政と市民の関係についてめざしたものでもあったはずだ。行政は個人の内面に踏み込んではならない、踏み込ませてはならない、ということを。

「図書館の自由」は「利用者の内的自由」を守ろうとしている。利用者が利用者自身の自由を守ろうとしないでどうするというのか。その内心が高貴であろうと堕落していると、栄誉も引責も国家や機関のものではなく個人のものである。我々はそれを自分たちで引き受けるべきなのだ、行政や図書館に担わせずに。それこそが個人の権利を主張するための基礎なのではないか。

図書館はきれいごとだけ集める所ではない。その時代・社会の全体を収集対象にしているのだ。この世界には売春も児童虐待も現にある。それを批判するレポートも救済のための活動もあるが、女性差別や買春を肯定する論理だってちゃんとある。あるものがあると認め、同等の現実として取り扱うのが資料収集の第一歩だ。利用者の内的自由に等級をつけないのと同じように。買春ガイドブックと、買春ガイド絶版要求記録と、第三世界の女性の地位向上や経済的自立を援助するプログラムの紹介本は、等しく資料的価値がある。ともに一つの問題の三方向からの記述であり、この現実は確かにそのように構成されているのだ。

それに、だいたいこうした読みの多

様性が前提となっていなければ、そもそも資料的価値についての議論などできないのである。倫理的価値・美学的価値・歴史的社会的価値など、そのどれにも肯定的評価と否定的評価が可能であり、それらすべてを加味したものを資料的価値と呼ぶのだから。批評的読みを想定しなければ、否定的評価による資料価値評価は不可能だ。

評価基準だって一律ではあり得ない。変化もする。だから「多様な資料収集を」というのである。個々人の価値観の違い、地理的時間的な差異と変化を、公平に忠実に反映していけば多様化せざるを得ないのである。そして資料の多様性を認めることは、人々が互いに他人や他地域を尊重しあうことでもあるはずだ。

「図書館の自由」がかかる理念は、当然すべての利用者に、こうした多様な資料を使いこなす権利と責任を認めることで成り立っているはずである。それができなければ自由など放り出して、強引で過保護な母親のように振る舞わなければなるまい。そうしてほしい、というのだろうか。こんな要求が出てくるのは、図書館=行政=お上=親、利用者=国民=幼児という図式が、いまだ無意識裡に根をはっているためなのだろうか。

内容についての個人的価値判断から独立して資料的価値評価という公共性があり得ること、そして「図書館の自由」とはその公共性を、時に個々の利用者の価値意識に反しても貫くことに

よって、すべての利用者の知る権利の保証と知的自由の拡大を図る政策なのだということ、だから利用者もまた、個々人の価値観を絶対化せずに蔵書の多様性を許容することで、自己の権利を擁護できるのだということ。こんなことは余りに自明なことだと、つい考えてしまっていたらしい。だから結果として、反対の見解に対して十分説得的に語るだけの力が不足してしまった訳だ。いってみれば意見の多様性を甘くみていたのである。反省しなくてはならない。

反省と言えば、静岡市立図書館が所蔵していたのが全面改定版だったので、廃棄反対の論拠に、「抗議記録が収録されているから」というのを全面に出してしまった。しかしそのために、初版を持っていた鹿沼市立図書館をかえって窮屈に追いやった面があったかもしれない。抗議記録が載っていようといまいと、市民団体が抗議した時点で資料的価値が出たのであり、それを所蔵している図書館は大事に保存すべきである、と、そこまでを含んだ論理を構築しなくてはいけなかった。いや、今後の「よくする会」の課題として残されたと言うべきか。

今回のシンポジウムで開架・閉架がしつこく問題になったが、これには利用者のプライバシー感情にかかる面があるからだと思う。職員となじみになって何でも相談するのが楽しい利用者もいるだろうが、匿名の一利用者に徹したい人だっているはずだ。都市

化社会は、人間をそこまでアトム化している。だから閉架書庫は、手間がかかるからだけではなくて、職員に話しかけなければならぬので匿名性が破れる——ある種のプライバシーのほころびが感じられるがゆえに、利用障害になるのである（無くなりやすい資料のカウンター内保存は、こうした心理を利用している）。

図書館における利用者のプライバシーが問題になる時、決まって出されるのが「図書館と利用者の信頼関係」なるものである。確かにそうしとか言いようがないことではあるが、それではしかし問題の半分にしかふれていない、と思う。利用者が図書館を信頼して得られるのは、個人情報が図書館の外に洩れることはないという確信であって、目の前にいる当のその図書館員に知られてしまうのは、如何ともし難いままだからである。

この問題は突き詰めていっても、根底的な解決策などあるはずもないことだが、少なくとも「お気軽におたずねください」と言うだけではだめだということは、了解していくほしいと思う。もし利用者が望むなら、一切職員に訪ねなくとも（訪ねた方がずっと早い場合でも）目的の資料が探し出せるように、目録や配架のシステムを整える方向で、専門性を生かしてほしい。浦安市立図書館の閉架書庫というアイデアは、こんな面からも画期的なものだった、と思える。

付記

図書館は資料収集については価値中立的であるが、図書館の理念そのものは少しも中立的ではない。こうした言い方は、うっかりするとひどい誤解と攻撃を誘発するので、あんまり公にしない方がいいのかもしれないが、少なくとも図書館職員や図書館運動にかかる人達の中では、議論しておくべきことだと思う。

自立した個人が自分自身によって選択し、価値判断をくだすことが望ましい目標であり、図書館はそれを支援するという方針、あるいは、そもそも資料収集が価値中立的であることをよしとする考え方自体、近代自由主義（個人主義）に加担するものなのだ。だから、たとえば特定の伝統的価値と秩序を盲目的に遵守していくことを是とする社会や人間にあって、図書館ははっきり価値破壊的だとうつらないだろうか。あるいは欧米化政策だと。また、例えば「人権」という絶対的価値があり（しかも何が人権問題かの解釈権は自分たちが独占する前提で！）、その価値のためには、行政が率先して他の権利や価値を制限したり禁止したりすべきだ、という主張にとっては、「反人権的」である。

売春やポルノは旧来（と言ってもたかだか明治以降）の性的秩序や倫理の惑乱要因と考えられているから、蔵書に入れると、図書館のこうした性質が露顕してしまう。温和な娯楽施設・知

的社交場という図書館イメージを使って、社会教育行政の中に何とか地位を確立してきたのに、という政策的配慮も出て来よう。だからなかなか入れたがらないのである。同様に、ヒューマニズムに反する（と思われる）資料は全て、そして「図書館の自由」も、価値中立の方針が実は特定の価値に加担するものだという事実をあらわにする。

たとえば、図書館がかかけている利用者のプライバシー保護。子どもは独立した人格なのだから、親といえども借りている本は知らせるべきでない、というのが共通了解になっている（貸出システムその他にネックがあって、実行できていない場合もあるが）。すべての利用者に平等なプライバシー保護を約束するためには、当然の方針ではある。しかしこれは、日本人のメンタリティーにまだ色濃く残っている、家制度や家族主義にケンカを売っているようなものではないか。夫婦別姓法案反対論者なら、何たる家族破壊的政策だと言うことだろう。

だからいけない、というのではない。確信犯になるべきだ、そうでなければやっていけない、と言いたいのである。

「図書館の自由」をわれわれは望ましい価値として選択した。しかしそれは、現代日本の社会規範のなかにうまく収まってくれるだけの、「優しい」価値としてではないのである。自由につくということは八方美人になることではない。明白に一つの価値に加担することなのである。だから、その価値

が通常の規範とずれる、あるいははっきり対立する場合があることを自覚しなくてはならない。——たとえば今回の場合のように。その時、二つの間の亀裂を安易に糊塗して、「図書館の自由」を安全無害なもの仕立てるのは止めた方がよい。亀裂を亀裂として認め、その間隙に耐えつつ「自由」を選択し続けるのでなくては持ちこたえられないだろう。もし「図書館の自由」を、豊かな社会の剩余の産物で終わらせるつもりでないのならば。（もちろん、実際問題としては妥協の必要もあるだろうし、狂信的原理主義に陥っては何にもならないから、これはあくまで考え方の筋道の話である。）

現在、ヒューマニズムはタテマエのみ国是となってしまって、あらゆる検閲的行為の口実にされている。そうしたことはヒューマニズム自身の価値をおとしめているように思える。われわれは図書館活動のもたらすものが、ヒューマニズムに合致すればよいと思う。「図書館の自由」を主張してそう願わない者がいるだろうか。だが単に合致しさえすればいいと思っている者もないはずだ。「図書館の自由」は、そうしたことはあくまで自由な選択の結果であるべきだ、と宣言しているのである。どんな目的のためであっても禁止や制限を使ってはならない、と。だからこそ図書館は、自由を制限せよという異議申立に対しても、等しく門戸を開いているのだ。「図書館の自由」もまた、その時々の論議の中で、支持

され選択され続けることによってしか生き延びてはならないのである。

何かの本を図書館から排除することが社会改良なるという見解は、ある意味で図書館を過大評価している。図書館は短期的には社会に対して全く無力である。諸々の社会問題がそれによって多少なりとも解決するようなものは、全然ないのだ。この無力さは、しかし図書館が自ら選び取ったものである。たとえ人が愚行を繰返し、悪行にふけったとしても、図書館は直接には何もしないであろうし、何もしてはならない（愚行の記録はせっせと集めるだろうが）。国民への思想善導の役割を拒否するとはそういうことなのだ。問題解決は利用者一人一人が、自己の価値観と社会人としての責任において果たすべきことなのである。図書館はただ、選択の可能性と幅を豊かに提供することによって、倫理的責任を果たそうとしている。

歴史は常に過程である。だからどのような過程をたどるか、たどろうとするかが重要なのだ。そして、「図書館の自由」は、自由な選択というフィルターを通すという過程自身が、守るに値する価値だという主張なのであり、「図書館の自由」信奉者は、そのことに確信犯として加担するものである。

あとがき

カスバルという団体が、「タイ買春読本」という本を廃棄しろという要求を図書館に対してもうしたらしいという話を聞いて、はじめはそれがこんなに重要な話に広がるというのは、正直言って気がつきませんでした。

これは大事な問題だと主張する会員の話を聞き、よくする会の討論や「図書館の自由に関する宣言」の学習などを通じて、これは図書館の自由に大きくかかわるものだということがだんだんわかってきました。ある面では、ここでたじろいだら日本の図書館の自由にとって大きな影響を及ぼすということがはっきりしてきました。この問題の中心は、まさしく図書館の自由の問題であり、それ以外のなにものでもありません。静岡市の図書館がよくなるためには、この図書館の自由の定着がなによりもかかせないし、市民が守り育てていかなければ行けないものです。

さまざまな個人や団体がこの問題について発言し、マスコミが報道し、こんなに分厚い資料集ができました。どのような個人や団体がどう考えてどう発言したかということが、鳥瞰的にわかります。私たちはこれらの議論を通じて「図書館の自由と知る権利」について学んできました。この資料集がますます静岡市の図書館の自由に貢献することを期待しています。

また残念ながらカスバルとの討論はすれ違いに終始したという面はあります、最近の新聞記事で、カスバルのみなさんがタイの買春問題で呉服町で伝行動をされたという記事を見て、こういうかたちでどんどんやるべきだということを感じたことをつけてわえさせてもらいます。

1996年7月
図書館をよくする会事務局長
林 克

資料収集に際し、つきの方々にご協力いただきました。ありがとうございました。

アジアの児童買春阻止を訴える会（カスバル）

アジアを考える静岡フォーラム（FAS）

共同購入れんげ畠

黒崎英志（千葉経済大学総合図書館）

静岡市立中央図書館

静岡市職員労働組合連合会図書館分会

発行日 1996年7月

編集 静岡市の図書館をよくする会（よくする会）

発行 よくする会事務局

静岡市二番町69-9（林克方）

☎054-253-2051

静岡市の図書館をよくする会

静岡市内で、図書館作り運動にかかわっている市民団体の集まりで、毎月一回例会を持って活動しています。現在、「静岡市民の図書館基本構想・第二次試案」を作成中です。

興味を持たれた方は、事務局林までご連絡ください。例会案内をお送りします。

また、この資料集に関するご意見・ご感想などもお寄せください。